

2009. 7. 9 発行

SUIGENREN
DAYORI
No.50

水源連だより

◆水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替 00170-4-766559

ホームページ: <http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/suigenrennope-zi2.htm>

4. 25「無駄な公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」



成功裏に開催

野党各党に要請

「総選挙のマニフェストへ！」

今年の水源連総会は秋田県成瀬ダム現地で開催決定

2009 年 10 月 24 日～25 日

目次

1, 全国の動きと事務局の活動	1
2, 「4. 25 無駄な公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」	8
3, 野党各党への要請書	11
4, 最上小国ダム・成瀬ダム現地視察報告	12
5, 民主党 ダム事業廃止等に伴う特定地域振興に関する特別措置法案（仮称）骨子案	14
6, 無駄な成瀬ダムを中止し、貴重な自然を守ろう	18
7, 徳山ダム導水路（木曾川水系連絡道水路）はいらない	27
8, JR 東日本宮中ダムの水利権取消しとその後	33
9, 「裸の捕虜」鄭承博著（昭和48年2月、文春）	34
10, 茨城県の最近の動き	35
11, 肱川の治水対策 国土研提言と河川整備計画	37
12, サンプルダム：新たな展開と新たな取り組み	38
13, 設楽ダムをめぐる状況と、立木トラスト運動の現況の報告	41
14, 石木ダム建設に反対する皆様	44
15, 静岡太田川ダムのひび割れと漏水	46
16, ハッ場ダム住民訴訟三つの判決	49
17, 辰巳ダム裁判1周年記念集会	52
18, 新内海ダム計画 土地収用事業認定取消求め、高松地裁へ提訴	53

全国の動きと事務局の活動

水源連便り No.49 を発行した 2009 年 3 月 25 日以降の動きを記します。

I. 事務局からの報告

1. 今年の全国集会・総会

10 月 24 日（土）、25 日（日）秋田県湯沢市の小安峡温泉

今年の全国集会と総会は、成瀬ダムに焦点を当て、「成瀬ダムをストップさせる会」の皆さんのご協力のもと、秋田県湯沢市の小安峡温泉で開催いたします。

10 月 24 日（土）、25 日（日）を予定しています。26 日には起業者側への要請行動に取り組みたいと思います。具体的な内容・日程については目下検討中です。

成瀬ダム計画はこれまた治水上・利水上に必要性のないダムであるばかりか、広大なすばらしい自然林を破壊するだけの有害無益な計画です。

「成瀬ダムをストップさせる会」の皆さんはこの愚に対して住民訴訟を提起しました。

全国にこのムダな「成瀬ダム計画」撤回に向けた運動を紹介するとともに、全国からの支援を結集しましょう。

10 月 24 日（土）、25 日（日）は全山紅葉がすばらしいときと思われます。「ムダなダムでこの自然を破壊してはならない」という実感が心の底から湧いてくるでしょう。

2. 4 月 25 日、「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」開催



4 月 25 日、日本教育会館で「ムダな公共事業の徹底見直しを求める全国大会」を開催しました。200 名近くの皆さんが結集し、会場は「ムダな公共事業」への怒りの声でみちていました。過去最大の 89 兆円の 2009 年度予算を成立させた麻生政権が、「追加経済対策」と銘打った「選挙対策」景気浮揚にもならないバラマキを行うだけの 15 兆円の補正予算を通し、ダム・砂防ダム建設、高速道路・林道建設、ごみ処分場建設、干潟埋め立てなど、自然と地域社会を破壊するだけでまったく不要な事業に予算をつぎ込もうとしている状況で本集会が開かれました。この与党・政府への対案として、また、次期衆議院選挙において野党のマニフェストにすえて欲しい事項として、「ムダな公共事業の徹底見直しの実現」をテーマにすえました。

道路、大規模林道、大量生産・消費の末のゴミ処理、干潟埋立て、ダム、砂防ダム等による自然破壊

に取り組む12団体が実行委員会を結成し、全国88団体が賛同して初めて合同の大会を開催することが出来ました。全国から200人余りの市民団体・運動関係者や野党各党の参加で、ムダな公共事業の見直しを求める各分野の怒りを結集して行われました。

民主党からは菅直人代表代行、社民党からは福島みずほ党首、共産党からは塩川鉄也衆議院議員、新党日本から田中康夫代表の挨拶があり、また国民新党の亀井興幹幹事長からはメッセージが寄せられ、それぞれの党としての「ムダな公共事業徹底見直し」の姿勢を明らかにしました。

詳しくは別掲の「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国会議報告」をご覧ください。

7月2日、採択した集会宣言に基づく要請書を、民主党のネクストキャビネット国土交通大臣長浜ひろゆき参議院議員、日本共産党塩川鉄也衆議院議員秘書、社民党政審担当者、新党日本代表田中康夫参議院議員秘書、国民新党亀井亜紀子参議院議員秘書に手渡し、衆議院選挙のマニフェストに取り入れることを要請しました。皆さんが「この問題は重要なこと。シッカリやります」と返答されました。7月2日に各党に手渡した要請書の1例として民主党に提出した要請書を別掲します。

大会宣言

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」に集う私たちは、総選挙に臨む政党・候補者に対し、公共事業の徹底見直しを重点公約として掲げるよう、強く求める。

公共事業の見直しに当たっては次の「3原則」を基本とすべきである。

- 一、 聖域なき情報公開
- 二、 住民参加の徹底
- 三、 見直し中の工事凍結

私たちは、この宣言に賛同する政党・候補者の躍進を大いに期待するものであり、ムダな公共事業への姿勢を投票の判断基準とするよう、有権者に対しても広く呼びかけていく。

2009年4月25日

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」参加者一同

3. 4月18・19日 東京アースデイ2009に参加

水源連は4月18・19日に開催される東京アースデイ2009に参加し、パタゴニアの協力で川辺川・吉野川・設楽ダムの仲間と並んでブースを出しました。村山嘉昭氏の「川ガキ」写真展とともに、4月25日の「ムダな公共事業の徹底見直しを求める全国大会」のチラシ配布、水源連ダムマップの配布、水源連パンフレットの販売を行うなどして、水源連運動と全国のダム問題の現状の一端を多くの皆さんに知らせることができました。



4. 最上小国川ダム予定地・成瀬ダム予定地視察

5月13日・14日に最上小国川ダム予定地と成瀬ダム予定地の視察を行いました。

最上小国川ダムは山形県が治水専用ダムとして計画しているいわゆる穴あきダムです。ダムは下流域の鮎等の水産資源に致命的な被害を与えるとして絶対反対を表明されている小国川漁業協同組合の沼沢勝善組合長に話を伺いました。ダム予定地の upstream を視察し、溪谷が発達していることから天然の治

水ダムの役割が既に十分に果たされていることを感じ取ることができました。夜は地元の方々と話し合い、水害被害常習地が狭い範囲に限られていることから同ダム計画よりも河道整備と被害常習地のかさ上げの方がはるかに良いことを知らされました。

成瀬ダム計画は東北地方整備局が計画している多目的ダムです。農業用水と河川維持用水の確保、治水をその主目的としています。しかし、それらの目的は既に達成されていることから、「成瀬ダムをストップさせる会」の皆さんは秋田県に対して負担金支払い差止めを求める住民訴訟を提起しました。新規開発予定分の農業用水取水施設は既に完成していて、取水実績作りに励んでいましたが、実際に有効利用されているのかどうかは不明でした。同ダム予定地は白神山地に連続したブナ林がうっそうと広がるすばらしい環境でした。「成瀬ダムをストップさせる会」の皆さんがこの環境破壊は許せない、として立ち上がられている熱意の源を即座に感じ取ることができる環境でした。

もう少し詳しい報告を別掲します。

5. 水源連ホームページの再構築

これまでの水源連ホームページの運営担当者が多忙なため、担当を交代すると共に、水源連ホームページを再構築したことは前号で御知らせしたとおりです。

このたび、URL を <http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html>

に変更しました。(Google 検索では「水源連のページ」と検索してください。Yahoo の検索では「水源連」で検索し「水源連のページ」を選択してください。)

各地の生の情報、事務局が集約した情報など、ムダなダム問題の情報や河川行政関係の情報を適時掲載する予定です。皆さんからの情報を是非、下記アドレスにお寄せください。

mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

II. 各地の動き

川辺川ダム・荒瀬ダム・路木ダム

熊本県では上記3ダムが争点になっています。蒲島知事が何かと言うと「県民の幸福量最大」と訳のわからないことを根拠に上げ、住民・県民の強い反対にもかかわらず荒瀬ダム撤去の撤回、路木ダムの推進を掲げています。

相良村議会は農水省の利水案に同意を与えました。利水原告団はこの同意を強く批判し反対しています。

「ダムによらない治水を検討する場」は6月3日に第3回を終えました。想定洪水流量を基本高流量に置こうとする動きに対して住民側は強く反対したことで、「検討する場」では既往最大流量を対象としていますが、既往最大流量についても国は昭和40年洪水の氾濫戻し流量を使うなど、攻防が続いています。この問題について「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」など7団体は九州地方整備局長と熊本県知事に宛てて、別添の「要望書」を7月2日に提出しました。

川辺川ダム反対運動を担っている皆さんは毎年、「清流川辺川現地調査」を行っています。今年は「八ツ場、淀川、川辺など全国的な視点に立った共同検証を行い、無駄なダムを止める出発点にしていきたいと思います」として広く全国に参加を呼びかけています。水源連はこの企画を反ダム運動抱える運動体からの現状打破の試みとして賛同し、後援団体になりました。この企画については現地からの配布物を同封しますので、皆さんもふるってご参加ください。

石木ダム

事業認定申請画策を食止めよう

石木ダムの起業者である長崎県と、石木ダムに水源開発を求めている佐世保市は、同ダム計画に絶対

反対を崩さない水没予定地住民への対応として、こともあろうに土地収用法の適用を画策しています。佐世保市がこれまでに渇水による給水制限を余儀なくされた経緯はありますが、漏水対策や水源浄化の取組が大幅に遅れていることが渇水騒動を引き起こす原因です。ダム計画地の住民を追い出すのではなく、ダムなしの水道施策を確立することが佐世保市と長崎県のとるべき道です。

水源連としては、佐世保水道の問題点を抽出するとともにその対応策を提示して、ダムに依存しない水道が十分可能なことを知らしめるべく、解析を勧めています。

現地の状況を広く全国に知ってもらうことと、長崎県・佐世保市に事業認定申請を止めさせることを目的に、現地では署名活動に取り組んでいます。水源連としてもこの署名活動に全面協力することとし、全国の皆さんに署名をお願いします。同封の署名用紙をご活用ください。

7月8日、「石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会」と「九州住民ネットワーク」は、石木ダム予定地反対派住民排除を目的とした事業認定申請策動を直ちに中止することを求める「申し入れ書」を「長崎県議会議長」、「長崎県議会改革21」、「長崎県議会石木ダム建設推進議員協議会」、「長崎県議会創爽会」へ提出しました。

その一例として「長崎県議会石木ダム建設推進議員協議会」に宛てた「申し入れ書」を別掲します。

新内海ダム 6月30日、事業認定取消し訴訟提訴

新内海ダムの起業者である香川県は08年3月10日に事業認定申請を行い、1年近く経過した09年2月6日に四国地方整備局は事業認定処分を下しました。事業認定申請から処分までは下記のように土地収用法では通常3ヶ月とされていますが、それを大幅に遅れた処分でした。

土地収用法第17条

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。

事業認定申請後の手続きとして公聴会がありました。水源連事務局も地元住民の皆さんと連帯してこの公聴会で公述し、同ダム計画がまったく不要であることを明らかにしました。

多くの反対意見が後述されたにもかかわらず、四国地方整備局はそれらをまったく無視して事業認定処分を下したのです。「寒霞溪の自然を守る連合会」に結集する地元の皆さんは事業認定不服審査請求を行うとともに、「立ち木トラスト」権利者に実情を訴えつつ不服審査請求却下を想定し、事業認定取り消し訴訟の原告の一員となることを要請するなど、今後の闘争に向けた準備を進めました。

6月30日、高松地方裁判所に事業認定取り消し訴訟を提訴しました。訴状では、「再開発には治水・利水上とも事業目的に合理性がなく、自然を破壊してまで強行する必要はない」としています。

水源連は新内海ダム計画に対しては水源連全国集会の開催、立ち木トラストの権利者募集協力などこれまで支援してきました。水源連に関係する皆さん、事業認定取り消し訴訟をしっかりと支援していきましょう。

木曽川水系連絡導水路 河村たかし新名古屋市長、「名古屋市、導水路事業から撤退」

木曽川水系連絡導水路はそもそも徳山ダム計画に付随したもので、計画当初から不要な事業であることは明白でした。この計画に対して『長良川に徳山ダムの水入らない』市民学習会実行委員会」がその問題点を明らかにして事業計画の中止を求めてきました。

去る5月15日、河村たかし新名古屋市長は「名古屋市、導水路事業から撤退」を表明しました。

この撤退表明は河村たかし氏が名古屋市長選に立候補するまでの愛知1区選出衆議院議員（民主党）時代から徳山ダムに疑義を唱えていたことに通じています。

河村たかし新名古屋市長の撤退表明は導水路計画の中止を意味するほど影響力の大きな表明でした。愛知県や三重県の知事が名古屋市の撤退により費用負担が増大することを理由に、河村市長の撤退表明を批判しています。

「民主党愛知県連は6月13日、河村たかし名古屋市長が撤退を表明した徳山ダムの木曽川水系連絡導水路問題でプロジェクトチームを発足し、県連としての方向性をまとめることを決めた。」と中日新聞は報じています。

6月11日、木曽川水系連絡導水路計画に対して、「愛知県は木曽川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）事業に公金を支出するな」として愛知県と同県企業庁を被告とした住民訴訟を、92名の原告が提訴しました。中日新聞は6月12日の朝刊で以下のように伝えています。

徳山ダム導水路「不必要」 市民団体が愛知県などを提訴

徳山ダム（岐阜県揖斐川町）から木曽川に水を引く木曽川水系連絡導水路事業で、新たな水需要はなく導水路は必要ないとして、愛知県と同県企業庁に事業の負担金318億円を支出しないよう求める訴訟を市民グループが11日、名古屋地裁に起こした。

原告は「導水路はいらない！愛知の会」のメンバーら県民92人。訴状によると、関係地域の水道水需要は頭打ちで、徳山ダムを除いた他のダムなどからの供給量は需要量を24%も上回っていると指摘。「既に供給過剰で新たな利水は必要ない」と主張している。

木曽川の渇水時でもアユの産卵やシジミの生息に必要な水流の量を確保する「河川環境の改善」が事業目的の一つとされている点についても、必要な水流の量の科学的根拠がない▽導水路ができて国が示した必要量に達しない▽ダム貯水で汚濁した水を流せば河川環境が悪化する一などと反論している。

事業計画では、総事業費は890億円。120億円を負担することになっている名古屋市の河

ハッ場ダム

1都5県で闘われているハッ場ダム訴訟は、東京地裁が5月11日に、前橋地裁は6月26日に、水戸地裁は6月30日に判決を下しました。3つの判決とも、まったくの不当判決で私たちの敗訴でした。

3地裁の判決はその構成から言葉遣いまで異常なほどに酷似しています。

水戸地裁の場合を例として、原告の請求と判決を記します。

請求内容

- 1 ハッ場ダムに関する費用の支出差止
- 2 茨城県公営企業管理者がダム使用権設定申請を取り下げないことの違法確認
- 3 被告茨城県が橋本昌に対し57億2463万1039円の賠償請求すること
- 4 被告茨城県公営企業管理者が福田克彦に対し6億5162万9354円を賠償請求すること

判決内容

裁判長坂口公一（裁判長窪木稔代読）は次のとおり判決を言い渡した。

- ① 被告茨城県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認することを求める訴えを却下する。
- ② 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- ③ 訴訟費用は原告らの負担とする。

東京地裁判決、前橋地裁判決ともに上記と同様な判決内容でした。

判決理由を簡単に記します。

- (1) 公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げることを求めた部分は地方自治法242条第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。

(2) 棄却理由

- ①ハッ場ダムの利水については将来の水道需要予測及び水源評価は明らかに不合理であるとはいえない。
- ②治水については治水効果が見込めないことが明らかである特段の事情を認めるに足る証拠はない。
- ③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるなどダムの効用を全く発揮できないことが明らかであるとは認められない。

よって、国土交通大臣の納付通知が著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとはいえない。

3 地裁とも棄却理由は「原告の主張は『違法』というだけの証拠がない」「危険性については国は対処しないとは言っていない」とし、行政側の言い分をそのまま認め、立証責任のすべてを原告に負わせ原告の主張を退けました。行政に限りないフリーハンドを与えた危険極まりない判決です。

これらの不当判決を受け、すべて控訴することになります。

千葉地裁判決は 12 月に予定されています。さいたま地裁と宇都宮地裁の判決は更に遅れる見込みです。

不当極まりない判決が連続する背景には、ハッ場ダム計画が国の面子をかけた事業計画であることが挙げられます。司法が国とそれに追従する都県を目いっぱい擁護したものといわざるを得ません。

1 都 5 県の訴訟を通して、ハッ場ダム計画が治水・利水両面でまったく必要性がないこと、災害誘発の危険性を作り出すこと、自然破壊を引き起こすこと、そして今何よりもしなければならないことはハッ場ダム事業を中止して現地の生活再建に全力を挙げなければならないことを訴えてきました。これらの訴えは広く理解され、都県レベルの議会においてもハッ場ダム見直しの機運が盛り上がっています。

この 7 月 12 日に予定されている都議選では、自民党と公明党以外の政党・会派はハッ場ダム計画見直し・反対を鮮明にしています。自公が議席を大幅に減らして与野党逆転が可能な状況になっています。

衆議院選においても各野党はハッ場ダムをはじめとしたムダな公共事業徹底見直しを掲げています。

各地の反ダム運動が、住民訴訟が世論を盛り上げ、衆議院選挙や地方選挙で勝利を獲得できる状況を作り上げています。共に頑張りましょう。

サンルダム・平取ダム・当別ダム

北海道では国が進めているサンルダム計画・平取ダム計画と北海道が進めている当別ダム計画に対して反対運動が取り組まれています。

サンルダム計画に関しては 2009 年度予算配分にあたり財務省は「漁協からの同意取り付け」を予算執行の条件にしました。この条件がつけられたことは全国の反ダム運動にとっても大きな成果です。

しかしながら、サンルダム計画で問題になっているサクラマス対策について国は科学的根拠がまったくない条件を漁協に提示し、漁協はこれに同意を与えてしまいました。

同ダム計画の反対運動を担っている皆さんは漁協への提案の欺瞞性を明らかにするべく作業（例：紙参議院議員が質問主意書を提出）を進めていますが、国は的確な答えを提示することができていません。

3 ダム問題に関わっている運動体は「北海道脱ダムをめざす会」名で各政党に「北海道の 3 ダムについての認識、流域委員会のあり方」を問うアンケートを提出する用意をしています。

民主党・生活再建法案

ハッ場ダム、川辺川ダムなど、ダム計画に長年苦しめられている現地住民の生活は疲弊し、地域社会が崩壊の危機にさらされており、ダムを前提にした振興計画にしか将来を託すことができない、という状況にあります。この状況がダム反対運動と現地住民との対立構造を引き起こしてきました。

実際、無用なダム計画によって過去何十年もの間、無い現地住民の生活は疲弊し地域社会が崩壊の危機にさらされており、例えダムが完成したとしても本当に生活再建ができるのか、先行きの見通しが無い不透明な状況に現地は置かれています。置かれている皆さんの状況は大きな問題です。

水源連は従来からダムを中止して地元の生活再建に全力を注ぐことを国に求めてきました。しかしな

がら現在はその法的システムがないことから、「もしダムが中止になったら私たちの将来はない」と現地住民は大きな不安を抱いています。この不安は当然なもので、ダム中止後に真の生活再建を進める法的措置が必要であることを水源連は十数年前から訴えてきました。

民主党は党内に公共事業検討小委員会を設置して、今回「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の進行に関する特別措置法案」（仮称）を作成・公表し、6月20日を締切りとしてパブリックコメントを募集しました。

ダム計画によって生活と地域社会を破壊されている住民の意向をシッカリと受け止めない限り、「生活再建」はありえないので、住民の意向をきちんと反映できるシステムであることが何よりも重要です。民主党からの今回の提案が所期の目的を達成するにふさわしい法律となるよう、協力していきましょう。同法案を別掲いたします。

09.7.2 朝日新聞 1面

●川辺川ダム（熊本）	3300億円	《注》金額は事業費。すでに国費投入済みの金額を含む
●ハツ場ダム（群馬）	4600億円	
●減反関係補助金	2000億円	
●アニメの殿堂「メディア芸術総合センター」建設費	117億円	
●緊急人材育成支援事業	7000億円	
●農地集積加速化事業	3000億円	
●対潜水艦作戦センター用送信所（沖縄）	36億円	

民主党は1日、衆院選マニフェスト（政権公約）で打ち出す廃止事業を固めた。政権に就いた後の4年間で、川辺川（熊本県）、ハツ場（群馬県）の両ダム建設を中止し、国直轄事業を半減する。政府の09年度補正予算に計上された「アニメの殿堂」は執行を凍結。補助金改革や天下り先法人改革などを合わせた「無駄づかい削減」により、9・1兆円の財源確保をめざす。

同党の原案では、政権交代した後、すぐに「アニメの殿堂」や官公庁の施設整備費を盛り込んだ09年度補正予算の執行を凍結する。

また10年度以降4年間で直轄事業を半減するなど、公共事業のうち1・3兆円を節約。公務員給与の削減など人件費を見直して、1・1兆円を生み出す。

さらに、国家公務員の天下り先の独立行政法人・公益法人などへの国の支出や随意契約を見直し、不要な法人を廃止する。補助金改革も含め6・1兆円節約できるとしており、全体で9・1兆円の「無駄」を削るという計画だ。

川辺川ダムは菅直人代表代行が代表時代に中止を掲げ、ハツ場ダムは昨年8月、幹事長だった鳩山代表が現地を視察して「無駄な公共事業は中止する」と明言。他のダム事業も見直し、人口増など水需要増大を前提とした建設事業を順次凍結する。

今回の原案は、今年4～6月に09年度当初予算の事業を検証した「事業仕分け」作業をもとにマニフェスト準備検討委員会で固めた。

民主、「無駄削減」を例示 ハツ場ダム・アニメの殿堂

民主党が主張する「無駄削減」に対し、与党は「現実的でない」などと疑問視する。このため民主党は廃止事業の具体例を示すことで、批判をかわしたい考えだ。

また10年度予算編成では、子ども手当創設やガソリン税などの暫定税率廃止といった目玉政策を優先的に計上し、各省への内示は最終予算額の9割程度にとどめる方針だ。（北沢卓也、松田京平）

方向性は評価 絞って着手を

野中尚人・学習院大教授（比較政治学）の話 予算編成を全面的に変える方向性はいいが、すぐにはできない。英国でも政策の優先順位を変えろのは、年間予算の2・5%分に過ぎない。国民の多くが支持することから集中的に手をつけるしかない。財務省をコントロールし、各大臣のもとに委員会を置くなどして政治主導の仕組みをつくる必要があるだろう。削減努力を続け、全体に広げていく工夫も求められる。

ムダな公共事業見直しを求め全国の運動関係者・野党勢揃い

全国の市民団体・野党各党も参加し

「4. 25 ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」開催

4月25日、日本教育会館で行った「ムダな公共事業の徹底見直しを求める全国大会」は、全国から200人余りの市民団体・運動関係者や野党各党の参加で、ムダな公共事業の見直しを求める各分野の怒りを結集して行われました。



過去最大の89兆円の2009年度予算を成立させた麻生政権は、「追加経済対策」と銘打った「選挙対策」15兆円を補正予算としてバラマキを準備中です。こうした動きも含め道

路、大規模林道、大量生産・消費の末のゴミ処理、干潟埋立て、ダム、砂防ダム等による自然破壊に取り組む12団体が呼びかけ、全国88団体が賛同して初めて合同の大会を開催することが出来ました。

会場には各政党代表も参加。民主党の菅直人代表代行は、「事業の大部分を地方自治体に移し、中央政府がやるべき仕事の範囲を限定、『官僚内閣制』といわれる仕組みを変えることを政権公約に入れたい。」共産党塩川鉄也衆議院議員は、「環状道路や中樞港湾などを作るのに福祉施設の建設を怠ってきた。企業献金、天下りを禁止し、政官財の癒着を断ち切ることが今こそ必要。」社民党福島瑞穂党首は「東京の環状線の建設費は1m1億円。ダイヤモンドでも埋まっているのか。六ヶ所村の再処理事業には19兆円もの税金がつぎ込まれている。公共事業チェックの機運を高めたい。」新党日本の田中康夫代表は、国直轄事業の見直しに言及し、「学校図書費がヒモツキの補助金から一般財源化したら、75%の自治体で減った。規制強化や規制緩和は、消費者の視点でメリハリをつけなければ」と挨拶し、公共事業の直しを総選挙の大きな争点としていくことを明確にしました。また、国民新党幹事長亀井久興氏からも「大会」に賛同するメッセージが寄せられました。

青山貞一氏の基調講演や各分野からの報告では、住民の生活と貴重な自然生態系を破壊して、膨大な税金を注ぎ込む公共事業の現状が厳しく指摘されました。また、景気対策を口実とした更なる公共事業の拡大に見られる国会財政の杜撰な流れを止めるために今こそ政権交代を求める場となりました。

大会は、「聖域なき情報公開」「住民参加の徹底」「見直し中の工事凍結」を求める大会宣言を採択し終了しました。

この大会を企画した「実行委員会」は今後も継続して活動していくことを確認しています。各地の運動体の皆さんが今後も連携して活動していくことを呼びかけるものです。

ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会実行委員会

大会宣言

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」に集う私たちは、総選挙に臨む政党・候補者に対し、公共事業の徹底見直しを重点公約として掲げるよう、強く求める。

公共事業の見直しに当たっては次の「3原則」を基本とすべきである。

一、聖域なき情報公開

二、住民参加の徹底

三、見直し中の工事凍結

私たちはこの宣言に賛同する政党・候補者の躍進を大いに期待するものであり、ムダな公共事業への姿勢を投票の判断基準とするよう、有権者に対しても広く呼びかけていく。

2009年4月25日

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」参加者・賛同者一同

~~~~~各党からの挨拶~~~~~

### ●民主党 菅直人代表代行



- ・先日、蒲島知事から川辺川ダム中止の経緯を聞いた。一方知事が変わると何が起きるかわからないという警戒心も必要。
- ・霞ヶ関の官僚組織は自己完結型の構図を作り、彼らにとって必要なのは作る、政治家など邪魔な要素がなくなるのを待ち、またムダな公共事業を進める。これが問題だ。
- ・民主党としては政権公約の中に以下の二つを入れたい。

(ロ)公共事業の大部分を地方自治体に移す。問題は残ると思うが、地方分権が重要。中央政府がやるべき仕事の範囲を限定し、国の形を根本から変えることが必要。

(ハ)「官僚内閣制」といわれる仕組みを変えていく。官僚から国会に権限を取り戻して行く事が重要だ。

- ・政権交代を是非実現し、ムダな公共事業を止めていきたい。

### ●日本共産党 塩川鉄也衆議院議員

・この間公共事業は、額は減らしながら特定の大型開発に重点投資するという実体が生み出されてきた。

・過去最大規模の予算といわれる中で経費対策を錦の御旗に無駄な事業を拡大しようとしている。



- ・自然環境への影響評価だけでなく、生活環境、経済環境のアセスの必要性がある。
- ・住民参加の徹底、情報公開は重要である。代替案も重要。
- ・ムダで環境破壊の大型な公共事業は中止させ、地域密着の環境福祉防災優先型の公共事業をに切り替えていきたい。
- ・群馬県渋川で福祉施設の火事があった。住み続けたい都会に施設がなく赤城山の麓までいかなければならない。環状道路や中枢港湾などを作るのに、福祉施設の建設を怠ってきた。
- ・ゆがみを作っている企業献金、天下りを禁止し、政官財の癒着を断ち切る今が絶好の機会、共にがんばりたい。

### ●社会民主党 福島みずほ党首



・佐世保道路1キロ200億円。米軍住宅建設に8棟、28億円をかけている。東京の環状線が1メートル1億円。ダイヤモンドでも埋まっているのか。東京オリンピック招致のように、費用明細をだせない事業も賛成ができない。

・脱原子力。「六ヶ所村」再処理事業、公共事業ではないというが19兆円も出している。1ワットも生み出さないで300億円かけている「もんじゅ」。「柏崎原発」とこの3つは動かすと危ないものです。

・50年以上も国予算に頼る業界はヨーロッパなら倒れている。特別会計も含めたつかえ棒（税金投入）を取るべきだ。

・CO2を行政で最大に出しているのは自衛隊であり、さらに戦争は最大の環境破壊であり、これも許してはいけない。

・企業団体献金やめる法案を野党は2002年に提出しており実現したい。

・公共事業チェックの機運を超党派で作り、大規模公共事業から教育や福祉へシフトするためにがんばって行きたい。

#### ●新党日本 田中康夫代表

・熊本の蒲島知事は、国が作る川辺川ダムは猛反対といっているが荒瀬ダムの廃ダムはお金がかかるから止めるとか、路木ダムは県営だから造るという。

・地方分権はとても大事。しかし、かつて文部省がふりわけていた学校図書館費が補助金から、地方交付税化となり、ヒモ付きの補助金から一般財源化したら、学校図書館購入費は75%の自治体で減った。規制強化や規制緩和は、消費者の視点で、メリハリをつけないといけない。

・金融工学と河川工学は一緒だ。歴史現象ですからというが二度とおきない。勝手な予測をし、結果が違って誰も責任を取らないこれが河川工学だ。

・15兆の補正予算はむちゃくちゃのもの。ダムを壊し、遊水池を作ること公共事業。あり方を見直さなければいけない。

・政権交代・新しいリーダーシップが必要だ。

#### ● 国民新党 亀井久興幹事長メッセージ

「ムダな公共事業見直しを実現する全国大会」にむけて

「ムダな公共事業見直しを実現する全国大会」のご開催を、心よりお慶び申し上げます。

関係者各位の日頃のご尽力に対し、深く敬意を表します。

「走り出したら止まらない」と言われる公共事業ですが、無駄なものと必要なものを厳しくチェックし、公金の有効利用を真剣に考えなければなりません。来たる総選挙において政権交代が実現されれば、公共事業を見直す機能も十分に発揮されることと思います。

本日の集会在、実りある成果をもたらすことを願うとともに、ご参会の皆様方の今後ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成21年4月25日 国民新党幹事長 亀井久興

- 大会の最後に、水源連会員である参議院議員大河原雅子さんからも「政権交代を実現し、ムダな公共事業を止めよう」との力強い挨拶を頂きました。



※ 実行委委員会では、集会当日の資料集と映像記録のDVDを販売しています。

資料集：最初の一部は1000円二部目以降は500円、DVD：一枚 500円（送料込み）

申込先：水源開発問題全国連絡会（遠藤）FAX:045-561-8186

E-mail:yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

## 【野党各党への要請書】 文面は各党とも同じ

2009 年 6 月 日

民主党  
代表 鳩山由紀夫様

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」  
実行委員会一同

常日頃から「ムダな公共事業の見直し」についてお世話になっております。  
私たちは去る 4 月 25 日に東京の日本教育会館にて「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」を開催いたしました。

貴党からは菅 直人代表代行に出席いただくとともに、貴党としてのムダな公共事業徹底見直しに向けた姿勢を紹介いただき、ありがとうございました。参加者一同、大変心強いものと受け止めております。

この集会で私たちは下記の大会宣言を採択いたしました。

### 【大会宣言】

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」に集う私たちは、総選挙に臨む政党・候補者に対し、公共事業の徹底見直しを重点公約として掲げるよう、強く求める。

公共事業の見直しに当たっては次の「3 原則」を基本とすべきである。

- 一、聖域なき情報公開
- 二、住民参加の徹底
- 三、見直し中の工事凍結

私たちは、この宣言に賛同する政党・候補者の躍進を大いに期待するものであり、ムダな公共事業への姿勢を投票の判断基準とするよう、有権者に対しても広く呼びかけていく。

2009 年 4 月 25 日

「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」  
参加者・賛同者一同

この宣言に基づき、以下の事項を要請いたします。

なお、「ムダな公共事業」の具体的な事例は、別添の 4 月 25 日配布資料「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会」を参照いただきたく思います。

### 要請事項

- この宣言が目的としている、公共事業の徹底見直しを貴党の政策に位置づけられ、近々予定されている衆議院議員選挙において貴党の重点公約とされるよう、お願いいたします。
- あわせて、公共事業の見直しに当たっては、次の 3 項目を原則とすることも公約とされるようお願いいたします。

- 一、聖域なき情報公開
- 二、住民参加の徹底
- 三、見直し中の工事凍結

以上、よろしくお願いいたします。

当方連絡先

遠藤保男（水源連事務局長）

〒 223-0064 横浜市港北区下田町 6 - 2 - 28

電話 & FAX 045-561-8186

E メール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp



# 最上小国ダム・成瀬ダム現地視察報告

5月13日・14日、事務局3名は、穴あきダム調査の一環で山形県が「環境に優しい穴あきダム」と宣伝している最上小国ダム計画の現地・山形県最上町に行き、その後東北地方整備局が起業者である隣県秋田の成瀬ダム現地も見てきました。

## 最上小国川（山形県）

最上小国川は、全国でも有名な「松原アユ」の川で多くの釣り人が訪れ、大きなアユ釣り大会も年数回開かれるほか、サクラマス・イワナ・ヤマメも獲れる豊かな川です。

現地では、まず名産の鮎を守る立場から絶対反対の立場貫いている小国川漁協の沼沢組合長とお会いして、漁協の立場からの最上小国川ダムの問題点を伺いました。



沼沢組合長は、これまで県の進めるダム計画に反対し、ダム推進を前提とした流域委員会や話し合いを拒否し、漁協としての反対決議を維持し続けて来ました。小国川漁協は、山形県県内の放流用の鮎の養殖を唯一行っている漁協で、大きな養殖施設「稚鮎センター」を持っており10センチ程に

育ち放流間近のアユが沢山泳いでいるのも見せていただきました。

組合長は、ダムが出来れば湛水されることによる水質の悪化、鮎の餌となるコケの生育や質に大きな影響を与えることを最大の根拠に反対していることを熱く語られました。それはゲート式のダムから穴あきダムに変わっても何ら変化がないとしています。穴あきダムの場合大雨の時だけ水を溜める事になるが、①ダムに流れ込んだ濁流がダムで流量調整されることで流速が遅くなり、ダム下流で濁りが堆積しやすい、②ダムに一時的に貯留された水が流れ出た後もダム上流に溜まった細かな土砂が濁り水として流れ出す、③沈下した濁質は鮎の餌となるコケに付着し、鮎の成育・味・香りに大きな影響を与えると断言して、ダムなしでの治水対策への転換は十分可能なのにダム計画に固執する県の姿勢を批判しておられました。

小国川ダムの現地では、赤倉温泉の中を流れる川の現況を地元の方々に案内していただき、河川にせり出した旅館の建物や経過が不明な河川内の堰堤の存在等を確認しました。上流域もまわり、きれいで豊かな森の状況を見ることが出来ました。



赤倉温泉の川幅が一番狭い部分

ダム建設の必要性は否定されていることが確信出来ました。また、「穴あきダム」ならば環境に優しいという山形県の宣伝も、アユを始めとした魚類への影響や、上流部の自然に対する影響を見れば全くのウソであることが明らかになりました。



アユ釣りトーナメントの開かれる河原



小国川ダム計画地

夜には沼沢組合長も含め現地の方々と懇談し、ダムではなく温泉地区の堤防かさ上げを行うことで赤倉温泉の治水は可能であること、源泉への影響も県が言うような事はないことが調査の結果出ているとの話をうかがいました。

これらの話から、県が赤倉温泉の治水対策を唯一最大のダム建設の根拠としていることから、理論的には、



温泉街上流部の河原

## 成瀬川（秋田県）

翌日は、秋田県へ移動し「成瀬ダムをストップさせる会」奥州さんの案内で利水の柱である雄物川筋土地改良区の皆瀬頭首工から見て回りました。

皆瀬頭首工では、すでにダム開発水量を見越した取水堰が完成し、20トン/秒の先行した取水が行われて



↑干上がった魚道

いました。その為魚道にも水はなく下流は干上がった

状況で、河川の正しい管理は行われず20トン/秒取水の実績作りが行われているようでした。奥州さんによれば、減反や集団化によって水需要は予測のような大きなものではなく、すでにダムの必要は無くなっているとのことでした。

更に上流に遡り、ダムまで行くと「転流工」工事が始まったとの表示がされていました。また、ダムサイト周辺の整地が進み、工事用道路の建設も行われていました。奥州さんらに「道幅の狭い簡単な工事用道路」と説明していたものが、非常に大掛かりな工事用道路として広い森林を伐採し、山を削って建設が行われていました。



無残に切り開かれた森

この周辺の自然は、白神山地にも劣らない豊かなものと言われますが、これまでの工事によって

も、きれいなブナの林やシラネアオイ等の自生する森が無残に切り開かれている様子がよくわかりました。

また、その現場の直下にはまだ、とてもきれいな沢筋が残っており、奥州さんらが若い頃から大事にしてきたという貴重な自然の一端を見せてもらうことも出来ました。途中の国道では、栗駒山のすぐ向こう側でおきた昨年の「岩手・宮城内陸地震」による道路被害の復旧工事が各所で行われ、この付近のもろく危険な地質を実感するものでした。



美しい沢筋も危機に

成瀬ダム現地では、10月に水源連総会・全国集会が行われます。多くの皆さんが現地を訪れる良い機会にしていだければと思います。

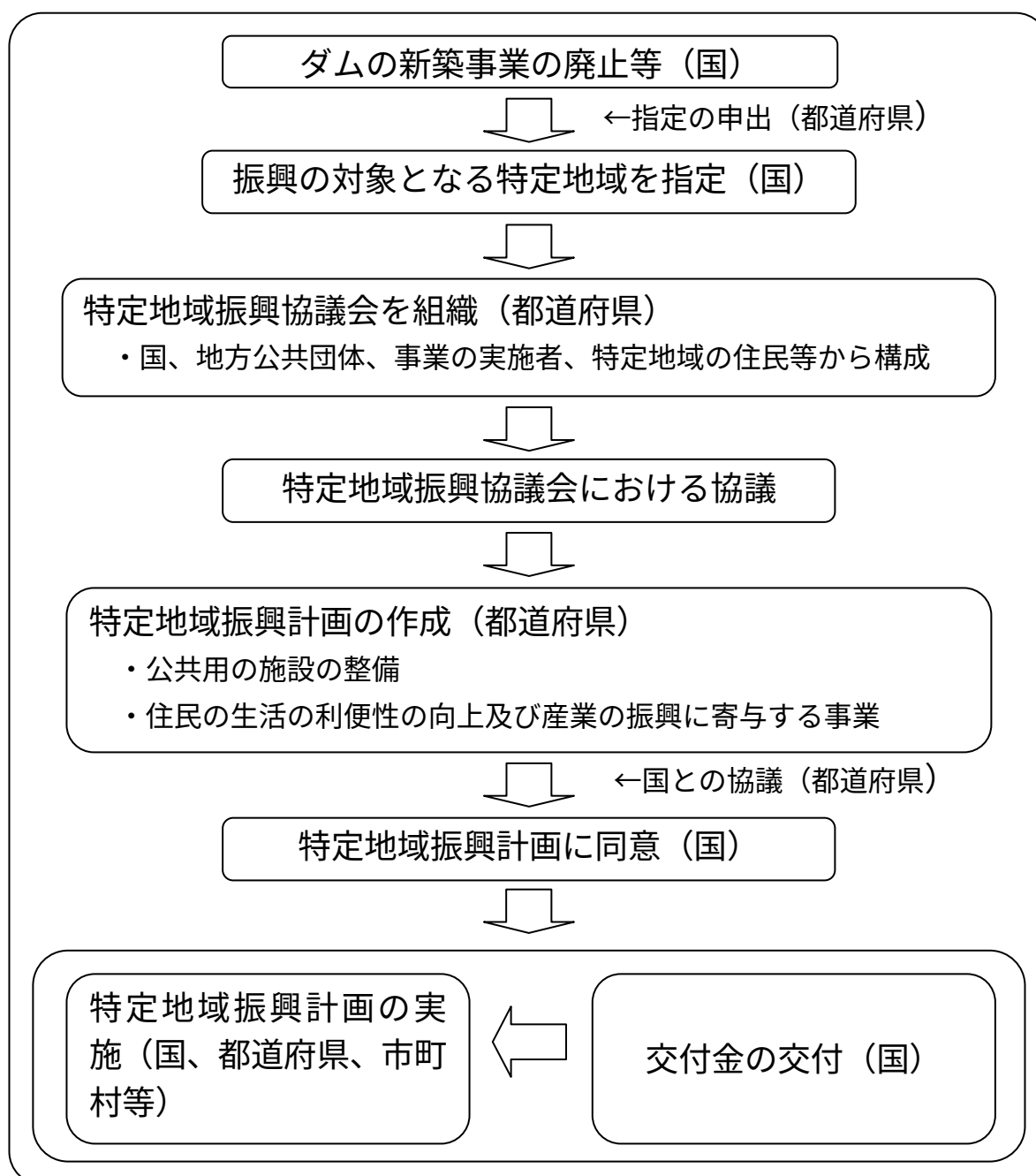
(文責 佐藤)



## ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称） 骨子案について

国が行うダムの建設事業を廃止した場合等においては、特定地域について公共用施設の整備や住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定及び福祉の向上を図る。

### 【特定地域振興の流れ】



## ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称） 骨子（案）

### 第1 目的

この法律は、ダム事業によって、公共用の施設の整備が他の地域に比較して低位にあり、並びに住民の生活の利便性及び産業の発展が阻害された地域について、ダム事業の廃止等に伴う特定地域振興計画の作成、これに基づく事業の実施その他の特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

### 第2 特定地域の指定

- 1 主務大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、国又は独立行政法人水資源機構が行うダムの新築の事業（以下「ダム事業」という。）により水没することが予定された地域及びその周辺の地域であって、当該ダム事業の廃止その他当該ダム事業に関する計画の変更（当該ダム事業を長期間にわたって実施しない場合を含む。）に伴い公共用の施設の整備並びに住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図る必要があると認められる地域を特定地域として指定するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の申出をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないこと。
- 3 主務大臣は、特定地域を指定したときは、その旨を公示しなければならないこと。
- 4 1から3までは、特定地域を変更する場合について準用すること。

### 第3 特定地域振興計画

- 1 第2の1により特定地域の指定があったときは、都道府県は、当該特定地域について特定地域振興計画を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができること。
- 2 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ①特定地域の振興の基本的方針に関する事項
  - ②特定地域内において実施する公共用の施設の整備（特定地域の振興のため特に必要があると認められるときは、特定地域外において実施するものを含む。）に関する事項
  - ③特定地域の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に関する事項

る事項

- 3 都道府県は、特定地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について第4の1の特定地域振興協議会において十分協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならないこと。
- 4 主務大臣は、特定地域振興計画につき1の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。
- 5 都道府県は、特定地域振興計画が1の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
- 6 都道府県は、1の同意を得た特定地域振興計画（以下「同意特定地域振興計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。
- 7 3から5までは、6の場合について準用すること。

#### **第4 特定地域振興協議会**

- 1 都道府県は、特定地域振興計画の案及び同意特定地域振興計画の変更の案に関する協議並びに同意特定地域振興計画（同意特定地域振興計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施に係る連絡調整を行うため、特定地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。
  - ① 1の都道府県
  - ② 国の関係行政機関
  - ③ 同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる地方公共団体（①を除く。）
  - ④ ①から③までのほか、同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる者
  - ⑤ 特定地域の住民
- 3 1の都道府県は、必要があると認めるときは、2に掲げる者のほか、協議会に、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有すると見込まれる者その他の当該都道府県が必要と認める者を構成員として加えることができること。
- 4 1の都道府県は、1により協議会を組織したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこと。

- 5 同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有する者であつて協議会の構成員でないものは、1の都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができること。
- 6 5による申出を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこと。
- 7 1から6までのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

## **第5 事業の実施**

同意特定地域振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行うものとする。

## **第6 交付金の交付**

- 1 国は、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。
- 2 1の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

## **第7 特定地域振興計画の作成前に講ずべき措置**

国は、第2の1により特定地域の指定があつたときは、第3の2②に規定する公共用の施設の整備であつて、特定地域振興計画を作成する前に行う特別の必要があると認められるものについて、関係地方公共団体と協議を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

## **第8 主務大臣等**

- 1 この法律における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすること。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。

## **第9 その他**

この法律の施行期日その他必要な事項について定めること。

## 無駄な成瀬ダムを中止し、貴重な自然を守りましょう。

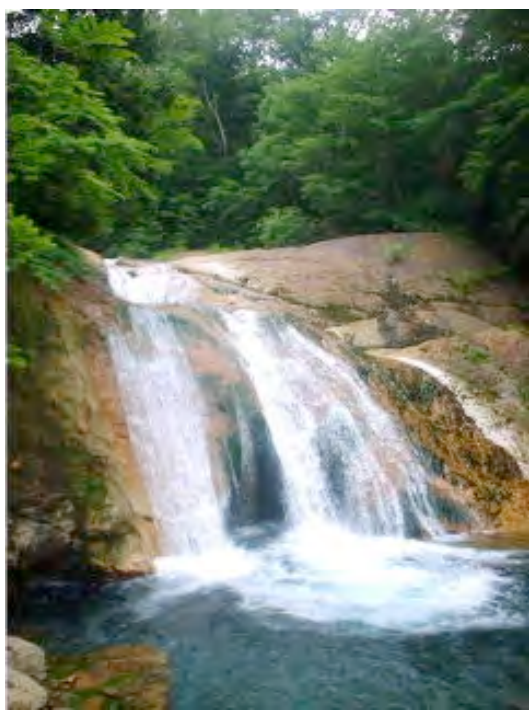
右の写真は、成瀬ダムに沈もうとしている北ノ俣沢という溪流です。この沢ではありふれた風景ですが、訪れた人は、不思議な安らぎと力をもらうことでしょう。

左下の写真は、やはりダムの底になる赤滝という名勝です(雄物川三十景のひとつ)。龍神が住むという伝説もあり、滝のそばには、赤滝神社が祀られています。



溪流の両側に大岩が迫り、その上を緑の樹木が覆う。今封切り中の「釣りキチ三平」の原作漫画に出てくる「夜泣谷」にそっくりですね。もちろん岩魚の棲家です。

## 県の負担金 260 億円を有効に使いましょう！



昔、日照りの時には下流の農民が列をなして雨乞い詣でをしたと伝えられています。そのような由緒ある滝と神社をダムの底に沈めていいのでしょうか？

非科学的と笑うのでしょうか？

でも、私たちはお金の使い方には合理的なつもりです。自然を破壊するだけの 260 億円を本当に困っているところに使ったらどうでしょうか。たとえば、子育ての環境作り。税金を取って年 25 億円を捻出しようとしたね。10 年分がまかなえるのです。豊かな自然が守られて、子供たちの笑い声が響く秋田県にしたいと思いませんか！

成瀬ダムをストップさせる会&成瀬ダム住民訴訟原告団



## 建設中の成瀬ダムに関する公開質問状

国土交通省湯沢河川国道事務所 御中

2009年6月29日

成瀬ダムをストップさせる会

代表 奥 州 光 吉

現在建設中の成瀬ダム事業に関しては、現地見学における特段の配慮などをいただき感謝申し上げます。

しかしながら、他の東北地方のダム事業などと比較しても、各種の情報開示が十分とは言えず、関心を寄せる住民として今後の工事の進行に対して心配しているところでもあります。いくつかの疑問についてまとめましたので、以下の点に速やかにご回答くださるようお願い申し上げます。

### 質問事項

1. 岩手・宮城内陸地震にともなう成瀬ダム予定地の地盤等再評価について
  - (1) 成瀬ダム予定地における具体的な被害状況
  - (2) 成瀬ダム予定地で実測された「最大加速度」
  - (3) ダム最深部の仁郷橋で起きた段差発生や国道342号線でのひび割れ現象が起こった原因は何か（直下または周辺の地盤で何が起きたのか）
  - (4) 北ノ俣沢周辺の破碎帯群に異常はなかったのか
  - (5) 仁郷橋周辺の北ノ俣沢直下で行われる「転流工」工事などに影響はないのか
  - (6) 今回の地震の教訓から計画の見直し、修正はなかったのか
2. いわゆる「原石山」の変更について
  - (1) 当初計画の「原石山」はなぜ止めざるを得なかったのか
  - (2) 新しい「原石山」はどの地点に変更になったのか
  - (3) その掘削容量はいくらか
  - (4) その地域の具体的な地質、動植物の環境影響評価は何時どのように実施したのか
  - (5) この変更によって、ダムの湛水面積などに変更はないのか
  - (6) 計画当時約束された景観への影響評価はどのようになされているのか
  - (7) これに関わる工事費の変更はあるのか
  - (8) この変更について秋田県には説明がすでに行われたのか
3. カメラで観察されていた湛水域間近のクマタカの巣について
  - (1) 巣が落ちた日時はいつか
  - (2) それはカメラ映像によって判断したのか、それとも他の方法か
  - (3) 判断したのは誰か
  - (4) 落巢の原因は何か

(5) イヌワシ・クマタカ調査委員会にはどのように報告し、どのような結論を得たのか

(6) 過去に営巣が行われたこの木が再び巣として使われることはないのか

(7) これら一連の事実について秋田県には報告が行われたのか

4. 桧山台裏付替道路の森で1本の樹木が先行伐採された事件(2008年春)について

(1) その木の巣を使っていた猛禽類は何か

(2) 伐採日時は?

(3) 作業指示書はあったのか

(4) 誰の命令でなされたのか

(5) 伐採した業者は誰か

(6) これら一連の事実について秋田県には報告が行われたのか

5. 赤滝神社について

(1) 共有地の実所有者やその相続人には、国に移管されることについて反対している者がいるが、今後どのように対処していくつもりか

(2) ダムに沈む神社の移転はどこにどのように行われるのか

6. 成瀬ダム事業の各種情報開示について

(1) 成瀬ダム情報については、現在東成瀬村のホームページ上で

「情報提供：国土交通省湯沢河川国道事務所」という形で行われているが、国土交通省のホームページからはなぜ情報提供が行われていないのか

(2) 「成瀬ダム工事事務所」という形で専用のホームページの計画はあるのか

以上

成瀬ダム建設に反対

国交省に公開質問状

「ストップさせる会」

国の成瀬ダム(東成瀬村)の建設に反対する「成瀬ダムをストップさせる会」(横手市、奥州光吉代表)は1日までに、国土交通省湯沢河川国道事務所に対して公開質問状を提出した。

質問状は▽ダム建設予定地での岩手・宮城内陸地震の被害状況や、計画の見直し・修正の有無▽ダム建設の材料となる岩石を採取する「原石山」の地点変更の理由や、それに伴う工事費などの変更▽建設予定地付近で確認されていたクマタカの巣が落下した日時や確認方法、原因などについて質問。回答は公開する予定。

奥州代表は「成瀬ダムについては他のダム事業に比べて、情報開示が十分といえない。しっかりと調べて回答してほしい」としている。



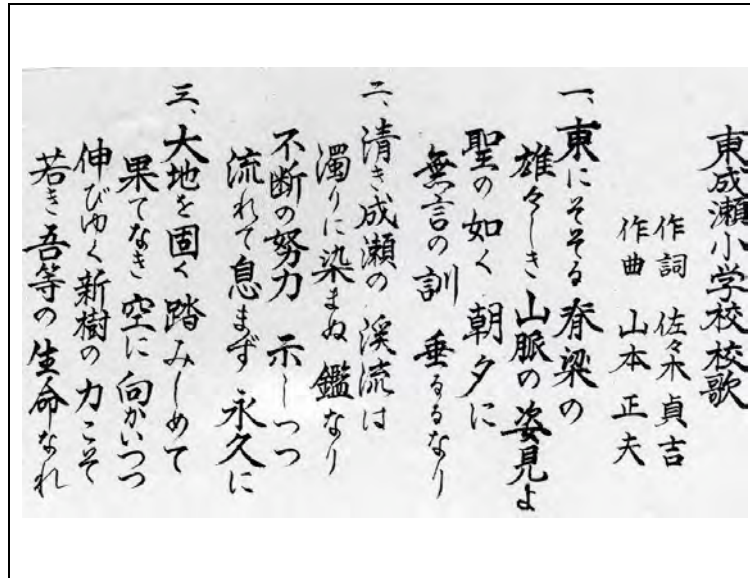
# 東成瀬村民の皆さんへ：私たちは「成瀬ダムは必要ない」と考えています。

■ 緑と清流こそが未来に引き継ぐべき本当の財産ではないでしょうか

成瀬川、きれいな流れはいつまでも

「私は、10年間ほど仕事で村を離れていたが、戻って今は購入した山林の手入れをしたりして暮らしている。村を離れていたとき、いつも思い出し口ずさんだのは、東成瀬小学校の校歌だった。たいした望みもないが、成瀬川はいつまでも清流であってほしい。死んだときはお経の次にこの校歌を聞いてあの世に行きたいなあ（笑）」

（一村民）



■ 赤滝とその周辺の自然は、東成瀬村の、そして秋田県の宝です。

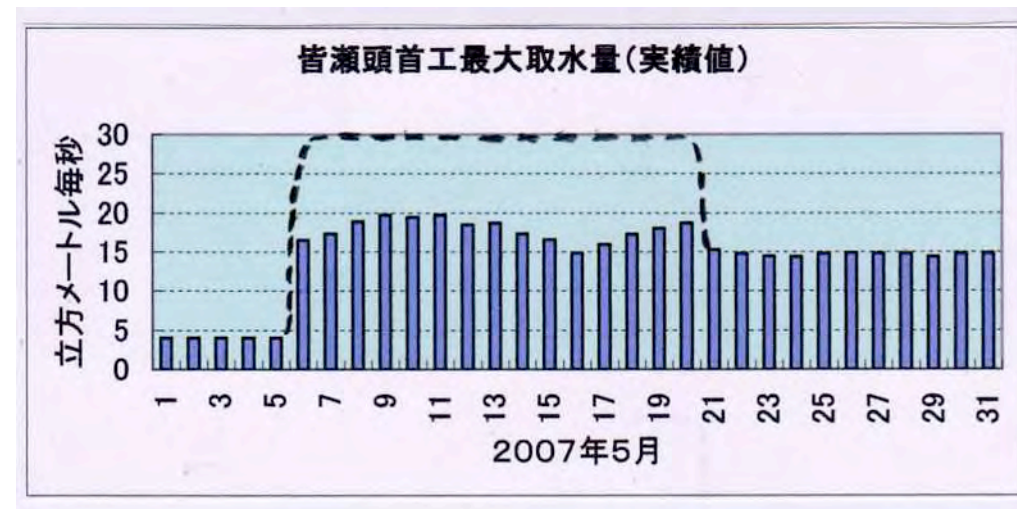
秋田県民の癒しの場所として、なんとしても残したいものです。



2003年、赤滝は、雄物川流域の方々から寄せられた、心に残るとっておきの風景のひとつとして「雄物川三十景」に選ばれました。それには理由があります。滝は、水量や落差が大きいことが評価されますが、赤滝はそればかりではありません。能恵姫や竜神の伝説に加え、村人が守ってきた赤滝神社が滝のすぐ脇にあります。普通、滝は見上げるばかりですが、赤滝は下流も側面も、そして上流の岩盤、川原も全て楽しむことができます。このような滝は日本広しといえども、なかなか他にありません。だから老若男女が楽しめるし、癒される所なのです。いつだったか、上の流れで外国人のグループが水浴びしていました。このような赤滝は、東成瀬村ばかりでなく、秋田県の宝だと思います。絶対ダムに沈めてはいけないと思います。

（湯沢の一農婦）

■ 成瀬ダムは「今の2倍の農業用水を取れるように」計画されました。



4年ぐらい前までは毎秒15 m³でした。成瀬ダムに先行して少し水を多く取るようにしましたが、そんなに増えているわけではありません。点線のように毎秒30 m³の水が取れるように成瀬ダムを建設する必要があるのだそうです。

上図は、現在の取水量のグラフです。これでそんなに不自由しているとは思えません。

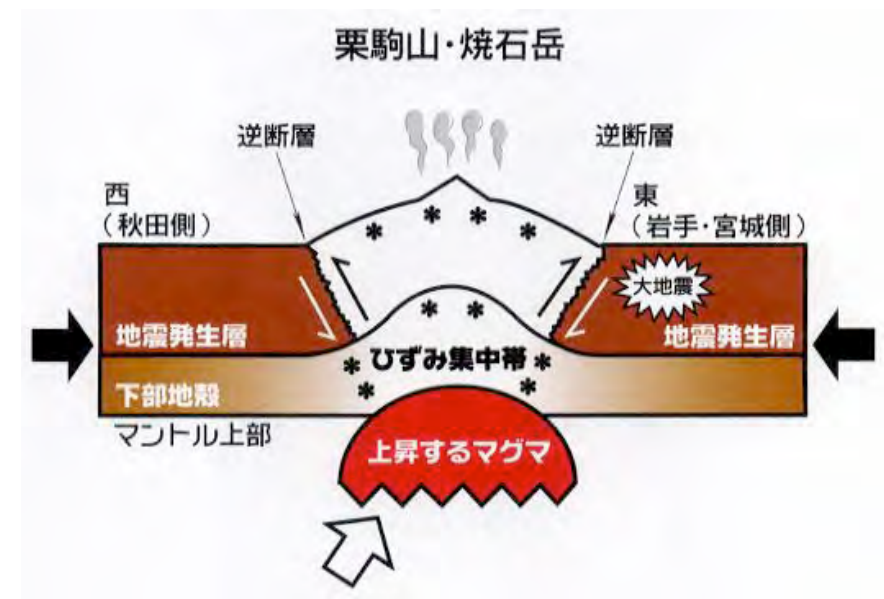
5月6日から20日頃までの2週間（代かきや田植えの時期）に、今の2倍の水が取れるように成瀬ダムを造ろうというのです。田んぼの3分の1以上減反しているというのに。

でも、考えてみてください。子どもや孫たちが、正月や盆に帰ってくるとき道路が渋滞するからと、もう1本高速道路を造れと言うのでしょうか？ 一年のうち「水が足りない」という2週間のために1530億円（秋田県の負担は260億円）のダムを造りますか？

■ ダム周辺は栗駒山の火山灰が積もったもろい地質です。

昭和45年の地震を思い出してください。岩手・宮城内陸地震のような地震が、栗駒山の北西側で起きたらどうなるのでしょうか？

東北大学などの研究者たちは、昨年起きた岩手・宮城内陸地震のメカニズムを発表しています(右図)。基本的には、奥羽山脈の西側でも同じような地震が起こりうるということだと思います。ご存知のようにこの地域は地滑りなどが起きやすい地質です。そういう所に大きなダムは造るべきではありません。



成瀬ダムをストップさせる会 事務局連絡先 熊沢文男（42-2311）

# 「成瀬ダムは不要」

## 県費差し止め求め提訴

住民団体  
秋田地裁へ

国が東成瀬村に建設中の成瀬ダムは不要だとして、横手市などの住民でつくる「成瀬ダムをストップさせる会」のメンバーは、建設費の県負担金支出差し止めなどを求める訴えを秋田地裁に起こした。同会委員らは二度にわたって県監査委員に住民監査請求を行ったが、不受理とされていた。訴状によると、住民らは減

の奥州光古代表らは「建設予定地の滝や神社を水に沈めていいの。いま造る意味があるのか。建設計画の欺瞞を訴えていきたい」と述べた。県公営企業課は一発電に關するダム負担金は法に基づいて支出しているが、裁判については、訴状を見ていないのコメントを控える」としている。

成瀬ダムは国の直轄事業で、総事業費は約千五百三十億円で、二〇一七年度完成予定で、現在は工事用道路を整備している。

横断幕と歌で  
地裁まで行進  
「成瀬ダムをストップさせ

る会」の会員ら約二十人は十日、県庁前から「成瀬ダムストップ」と書いた横断幕などを掲げながら秋田地裁まで歩いた。このうち、十年ほど前に埼玉県から東成瀬村へ移り住んだ農業杉山彰さん(四三)は、ギターをかき鳴らし、「山を壊さないで、川を殺さないで、要らないダム、ダム、ダム、無駄なダム」と歌いながら訴えた。杉山さんは「村内で表立ってダムに反対する人は少ない。建設業界で働く人などが、狭い地域で浮きたくないのだから」と話した。

横断幕を掲げ、提訴のため秋田地裁へ入る「成瀬ダムをストップさせる会」の会員ら





## =====成瀬ダム住民訴訟 訴状抜粋=====

### 第5 本件各財務会計行為及び財産管理を怠る事実の違法性

#### 1 本件ダムによる利水の不要

##### (1) かんがい用水

ア 成瀬ダムの有効貯留量のうち、2830万立方メートルがかんがい用水目的となっており、目的別では最大である。その根拠となっているのが、国営平鹿平野土地改良事業計画（以下、事業計画という）であり、対象となる約1万ヘクタールで「安定的な農業用水の確保が困難になっている」として河川からの大幅な取水増量を求めている。具体的には、皆瀬頭首工においてこれまでの最大毎秒約15立方メートルから30立方メートルへ2倍の取水を計画している。

イ 皆瀬ダム完成後、圃場整備と相まって平鹿平野の水供給は大いに改善された。平野の大部分では皆瀬ダムの水に依存しながらも、一部の地域では最初から湧水や地下水揚水機による水供給を当てにし、渇水期には番水制をとるなど、「大切な水」を有効に使い、米作りを進めてきた。こうしたなかで、いつの間にか農林水産統計からは干害の項目が消えることとなった。渇水年であっても「日照りに不作なし」で、水不足は大きな問題とはならなかった。圃場整備は省力化に貢献したが、一方では多くの林地を伐採するなど扇状地の地下水脈を破壊し、地下水位の低下や湧水の減少を招いた。また、コメ余りは減反政策を産み落とし、米だけでは食えない農家経済を作り出し、米作意欲の低下と多くの兼業農家を生み出すこととなった。「近代的」圃場は、兼業農家が朝水を田に引き入れそのまま勤めに出ると、あふれた水は排水路に流れ落ち、活用されないまま川まで流れ下るといって、「水の無駄遣い」構造を露呈し始めた。現実には、皆瀬頭首工においては、2004（平成16）年まで最大許可取水量が毎秒14.88立方メートルで、平鹿平野の一部（特に旧大雄村の下流域）に水が届かない所があり、揚水機による代掻き、田植え用水の確保が行われてきた経緯があったが、その背景には、平野上流部での水の無駄遣いと「近代的」圃場の構造的問題があったと言える。2005（平成17）年から皆瀬頭首工では、成瀬ダム事業に先立って最大許可取水量が代掻き・田植え期にそれまでの毎秒14.88立方メートルから30.26立方メートルに引き上げられた。このことにより、2005（平成17）年から2008（平成20）年にかけては最大取水量を毎秒18～19立方メートルにすることで、平野内のほとんどの地域で揚水機を使用することなく用水をまかなうことができていた。成瀬ダム事業の根拠となっている最大取水量毎秒30立方メートルの6割程度に収まっているのである。さらに、2009（平成21）年からは皆瀬2、3号幹線水路等において、下流域への水供給を優先的に保障する併設型水路が運用開始になることから、水の平等的利用が約束され、結果的に水需要の抑制が期待できるのである。

ウ 事業計画は、過大に水需要を強調するが、むしろ以下の点によりかんがい用水の水需要は減少していると言える。

- ① 減反面積が水田面積の3分の1以上に及び、そのほとんどで用水は使われていないこと。
- ② 集落営農や営農法人化などにより、作業（代掻きや田植えなど）が土日集中する形態から平日分散型へ水利用の平準化が進んでいること。
- ③ 圃場整備の進展によって、完成した大型圃場の保水力が向上したこと。

「減反が3分の1以上にまで及んでいるのに、2倍もの水が必要なのか？」という流域住民や農民の素朴な疑問に答えられないまま、事業計画は水田（水稻）かんがいに加えて、減反水田の畑利用として「うね間かんがい」を持ち出している。うね間に水をかんがいして何を栽培しようというのか？この地域の栽培体系を無視した計画で水需要の水増しは許されない。また、この事業全体の費用対効果について、換算総事業費1555億3500万円に対し、妥当投資額1702億8300万円と計算し、投資効率は1.09としている。しかし、上記投資効率は、現地の実情、農民の実感と全くかけ離れたものであり、その詳しい根拠も示されておらず、費用対効果が1に満たない疑いがある。

## (2) 水道水

成瀬ダムの建設に関する基本計画のなかでは、水道水源を成瀬ダムに求める自治体として、湯沢市、旧増田町、旧平鹿町、旧十文字町、旧西仙北町及び旧南外村があげられている。しかし、旧西仙北町や旧南外村は玉川ダムで予定していた工業用水の未使用分のいくばくかを転用するのが最も効率的で妥当である。旧平鹿町では、すでに成瀬ダムを水源とする水道事業からの撤退を表明している。成瀬ダムの水源に名乗りを上げた自治体では、いずれも深刻な人口減の予測を直視することなく、逆に過大な水需要をはじき出しダム水に依存するしかないと結論付けている。たとえば、湯沢市では、当該地域の人口予測を合併協議会側では「こんなに人口が減りますから合併しかありません」と主張したかと思えば、水道事業者側は「それほど人口は減りません」と同じ市でありながら逆の人口予測を出していたのには呆れる。ほかの自治体、地域でも今後の大幅な人口減による水需要の減少を考えれば、事業の見直しが妥当である。現在利用している地下水の継続的な運用に向けて通年の地下水涵養等を行えば、はるかに少ないコストで水道事業を維持できるのである。したがって、成瀬ダムによる上水供給の必要はない。なお、住民側では、水道水にかかる関係市の負担金等について、住民監査請求及び住民訴訟を予定している。

## (3) 発電用水

秋田県を含む東北地方の電力供給は株式会社東北電力により行われているが、同社が、自治体発電に依存しなければならないほどの供給電力の不足に陥っている事実はない。

また、同地域の人口は著しい減少傾向にあり、電力需要の減少は明白である。秋田県の人口は、基本計画が作成された前年である2000（平成12）年には118万9000人であったが、2009（平成21）年には110万5000人に減少している。東北全体でみると、2000（平成12）年には983万6000人であったが、2007（平成19）年には963万5000人に減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2035（平成47）年には秋田県が78万3000人、東北全体では743万人にまで減少する。つまり、今後2000年と比較して東北では約25パーセント、秋田では約35パーセントの深刻な人口減少が国の機関により予測されているのである。したがって、今後、秋田県及び東北地方の電力需要が減少することは明白である。

よって、成瀬発電所建設の必要性・緊急性がないことは明白である。

## 2 本件ダムによる治水の不要性

### (1) 本件ダムによる治水の必要はない

#### ア 本件ダムによる「治水効果」はほとんど無いに等しい

本件ダムは、有効貯水容量7520万立方メートルのうち1900万立方メートルを洪水調節容量としている。国交省は計画高水流量470立方メートル／秒のうち、370立方メートル／秒を調節し、下流の増水を抑制すると主張するが、その中身をみれば、本件ダムによる洪水の抑制の度合いが僅少であることが、国交省の資料からうかがえる。1981年（昭和56）8月に発生した洪水の場合、国交省は成瀬ダムによる流量低下を、以下のように説明する（成瀬ダムがあれば少なくともできた流量）。（単位：立法メートル／秒）

安養寺（成瀬川）・・・・・・224

岩崎橋（皆瀬川）・・・・・・207

雄物川橋（雄物川）・・・・200

椿川（雄物川）・・・・・・50

同じく水位低下を、以下のように説明する（成瀬ダムがあれば少なくともできた水位）。（単位：センチメートル）

案養寺（成瀬川）・・・・・・50

岩崎橋（皆瀬川）・・・・・・20

雄物川橋（雄物川）・・・・16

椿川（雄物川）・・・・・・7

大人口を擁する秋田市が背後に控える椿川基準点の治水効果が7センチとは、効果と呼べる数値ではなく、本



件ダムによる治水の必要性は認め難い。後に述べる、本件ダム建設地は秋田が全国に誇る自然の只中であり、希少な動植物の宝庫である。その場所を水底にし、どれだけ洪水が抑え込めるかという、わずか子ども用のゴム長靴半分程度では、話にならぬとしか言いようがない。在っても無くても変わらない程度の効果ならば、現地の自然には手をつけず、森林の保水力を保持し、要所々に堤防を構築するか、大仙市強首地区に見られる輪中堤の整備など、ダムを造らない代替案を採用すべきものである。

イ 堤防の整備を急ぐべきである

さらに国交省は1994年（平成6）9月の洪水時における東成瀬村手倉地区の本件ダム効果を、水量低減330立方メートル／秒と算出し、水位低減90センチメートルと弾き出した。ダムに近いほど効果は高いが、それでも水位低下は1メートルに届かないことを国交省は認めている。住民の不安を解消するなら、完成に10年近くを要し、完成しても治水効果が希薄な本件ダムに期待するより、直ちに堤防を築くなど現実的かつ迅速な対応こそ急がれるのではないか。

ウ 「代替案は高額」の根拠があいまいである

国交省は本件ダムに替わる案も検討したというが、堤防間を広げる案、堤防を高くする案、河道を深くする案、河道の幅を広げる案など、いずれの代替案も本件ダム建設より高額となる根拠もきわめて曖昧である。（なお、成瀬川の全区間にわたる堤防嵩上げ等を代替案としている疑いがある）

エ 「ダムによる治水」は時代に逆行している

2000年（平成12）、旧建設省の諮問機関である河川審議会は、降った雨はできるだけ早く海へ流すという従来の治水をあらため、川はあふれるという前提に立った「洪水と共存」をうたった答申を建設省におこなった。ダムはもとより、堤防のあり方までも再考をうながす答申に、本件ダムは明らかに逆行するものである。

(2) 河川法59条、60条の趣旨に反する

河川法59条が一級河川の管理に要する費用を国の負担とする原則を定め、同法60条が都道府県による「その区域内における一級河川の管理に要する費用」の一部負担を例外的に定めたのは、当該区域の都道府県が国の河川管理による利益を受けるからである。河川法63条が、その区域外の都道府県の負担について「著しく利益を受ける場合」に限定しているのは、こうした法60条の立法趣旨を裏付ける。

しかるに、上述のとおり、本件ダムの建設は、治水上の必要性を欠き、公共事業のための公共事業というほかに、そもそも河川法60条が県の一部負担を想定した事業とは異質なものであり、秋田県の一部負担は河川法60条の趣旨に反する。

(3) 河川維持用水

今日、全国多くの河川では、「ダム水」によって河川が汚染され、流域の生態系の破壊が懸念されている。皆瀬川の下流においても、雨の後、濁り水が永く続くという事態が続いている。水質の問題を無視して、ただ「河川流量の維持」という議論は、本末転倒である。また、水生生物も、もともと流量の変動のなかで生きており、むしろ、森林の維持・整備等によって水量・水質の安定化を図るべきである。流域住民が求めているのは、「清流あってこそ」の自然の川に他ならない。「河川流量の維持」は本件ダム建設の単なる口実にすぎない。

3 本件ダムは安全性を欠く欠陥構造物である

(1) ダムサイトの危険性

成瀬ダム建設予定地は、成瀬川に沿って、「成瀬川断層」の存在が指摘され、成瀬川流路は上記断層による破碎帯によって位置づけられていると考えられる。さらに、同ダムサイト予定地付近にも、破碎帯存在の可能性が専門家から指摘されている。したがって、本件ダムサイトの基礎岩盤は安全性がきわめて不十分であり、今後、事業費の大幅増額が避け難い。

(2) 地すべりの危険性

本件ダムサイト予定地付近には、地すべり地形が顕著に認められ、湛水による地下水の上昇が地すべりの誘因となる危険性がある。また、1984（昭和59）年長野県西部地震に見られたように、ダム湖への湛水によって地震が誘発される危険性も否定できない。国は、地すべり地形について、調査、検討の継続を云々するが、必要な本

格的ボーリング調査などを怠っており、本件ダム建設の安全性並びに経済的合理性に重大な支障と齟齬が主たるおそれがある。

- (3) したがって、成瀬ダムは、二重、三重の意味で要注意の場所をあえて選定したものであり、安全性と経済的合理性に重大な欠陥をかかえるものといわなければならない、立地上のミスが明らかである。

#### 4 県財政危機下における巨額の財政負担の無謀

秋田県財政は深刻な危機を迎えている。昨年来の世界的な経済危機はそれに一層の拍車をかけることになる。2009（平成21）年度秋田県予算を診てみると、歳入面では、県税収入が大幅に減っている（200億円減）のに対し、それを補うように県債を約400億円増やした。

秋田県の借金総額は今や1兆2600億円億円を超え、県民一人あたりで言えば110万円に相当する。その原因は、無責任な公共投資にあったことは明白である。大王製紙進出で使うことになっていた玉川ダムの水は今も活用されることなく日本海に垂れ流されている。

ダム事業について言えば、現在秋田県では、国直轄の多目的ダムが調査中も含めて3件も進行中である。これらの秋田県の負担は年間20～30億円に及ぶ。聖域なき行政改革と言いながら、これらの事業については国の言いなりのまま、秋田県の財政をずるずると困窮に追い込んでいることは由々しき事態である。成瀬ダムの秋田県の負担金は260億円にのぼり、今後の大幅増額も不可避である。一刻も早くこれらの負担金の支出を中止し、財政の健全化へ一步を踏み出すことこそが、財政法地方3条1項の求める「合理的な基準」並びに同法4条1項の「目的を達成するための必要且つ最少の限度」を守るものというべきである。

- 5 本件各負担金等の負担および支出は地方財政法第3条1項及び2項、第4条1項及び2項、地方自治法第2条14項に違反する。

- (1) 本件各負担金の負担および支出はいずれも地方財政法第4条1項、地方自治法第2条14項に違反する

ア 上述のとおり、秋田県は本件ダムによる水利権を開発して、かんがい用水を確保する必要を全く有していないし、ことさら新たにダム水力発電所を建設する必要性もない。また、治水上も本件ダムによる利益を全く受けることがない。このように地方公共団体の存立目的を達成する上での必要性を欠く公金の支出は、地方財政法第4条1項、地方自治法2条14項に違反する。

イ また、かんがい用水に係る負担金については、特ダム法10条1項が「専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき当該用途について第7条第1項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち10分の1以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない」と定める。この負担金は、都道府県知事が徴収するものとされ、「徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法」については都道府県の条例で定める。（同法10条2項、3項、9条2項）

しかし、受益者負担額は29億円余に及ぶにもかかわらず、上記条例は未だ制定されておらず、受益者にも明確にされていない。かんがい用水道の建設費負担等とあいまって受益者の負担が高額となることが予想され、負担について農業者らの理解を得られるか甚だ疑問である。また、こうした高額負担の範囲、徴収方法などが事後法の条例によって賦課されることは、憲法31条の保障が及ぶ行政の適正手続に違背するといわざるをえない。

のみならず、こうした事情があるため、秋田県では、いまだ条例の制定もなく、またかんがいについての受益者負担金を従来のダムにおいても徴収しておらず、本件受益者負担金についても徴収しない考え方にたっていることが明らかである。しかし、特ダム法10条1項は「第7条第1項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち10分の1以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない」と明記しており、秋田県が、かんがいに係る負担金について、県費をもって受益者負担金を肩代わりすることは、特ダム法10条、地方財政法4条1項、地方自治法2条14項、16項に違反する。

# 徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）はいらない

長良川市民学習会事務局長 武藤 仁

## 1. 長良川に徳山ダムの水はいらない

木曽川水系連絡導水路計画で徳山ダムの水が長良川に放流されることを知った私たちは、一昨年の12月に「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習会を立ち上げ、1年半一貫してこのスローガンで学習し運動を進めてきました。

国は、市民にまともな説明もせず昨年9月水資源機構に事業を「承継」とするとともに導水路建設を確実に進めるため、国と三県一市がメンバーとなる事業監理検討会を設置しました。

私たちは、市民に開かれた事業説明会を国に求めるとともに昨年秋、岐阜県議会に導水路事業合意の撤回を求める請願署名運動を起こし、2万5千の署名で迫りました（その節は水源連の仲間の皆様には大変お世話になりました）。請願は否決されましたが、岐阜県は現在「環境に影響について県民の理解が得られない間は着工を認めない」姿勢に立っています。国にとっては、これが着工に向け最大の障害となり平成20年度着工を断念しました。

今年5月7日の第2回事業監理検討会は「長良川に放流するのは渇水時だけ。常時は木曽川だけに放流する。」との新しい案を提起しました。これは、明らかに、岐阜市民を中心に沸き起こる導水反対の世論をかわそうとするものでした。しかし、渇水時には、長良川の流量の4割以上ダムの水を流そうという危ない計画の本質は変わりなく許すことはできません。

私たちは、毎回100名を超える市民学習会を繰り返し開催し学習を深めてきました。「長良川に流す」という、どう考えても不思議な計画の本当の狙いも分かってきました。それは、今回の導水路計画において下流で長良川から木曽川に流すルートを作ることに便乗して、今まで市民批判が強く使えなかった長良川河口堰の未利用の水を木曽川に流し込み愛知県・名古屋市に引こうというのです。

私たちの宝・長良川は河口堰によって大きく傷ついています。汽水域は潰され死の世界となりました。魚類にも大きな影響が出ていることは繰り返し開いた学習会で多くの漁師や市民から語られました。

私たちは、導水路事業の問題の重大さをあらためて確認し、市民に窓口を閉ざす国に対しこの事業の根本的な問題である「長良川の魚類の生息及び木曽川のヤマトシジミに関する」公開質問状を5月15日第7回木曽川水系連絡導水路環境検討会会場（岐阜市）で手渡すことを確認しました。

ところがここで予想もしなかった5.15ショックが起きました。

## 2. 名古屋市長が導水路撤退を表明

5月15日中日新聞朝刊は「名古屋市が導水路撤退」の1面トップ記事を発表しました。私たちは河村新市長がこれまで水・ダムに関わる市民集会などに気楽に顔を出し発言もしていましたので、就任後「導水路問題」に何らかのアクションを起こしてくれるだろうと期待はしていました。しかし、これほど迅速に大胆に行動されるとは思ってもみませんでした。驚いている私たちにはマスコミからコメントを求める電話が鳴り続けました。市民学習会は環境検討会会場前で「河村新市長の表明を歓迎する」談話を記者団に囲まれて発表するとともに国に公開質問状を手渡しました。

河村市長が表明したことは、「導水路事業は必要が無い事業であるから名古屋市負担の支出は止める。名古屋市は徳山ダムの水利権を放棄する。河口堰について前から私は反対だった。」

現在、「名古屋市撤退」をめぐる猛烈な反発が内外から起こっています。市役所内部からは「これまでの経過はどうなるのだ」東海三県知事は「負担が増えるようなことは絶対許さない」等など・・・しかし、「51万票」と市長の水問題への思いが確信の基礎にあり市長の姿勢は揺るぎません。国交省や農水省（農業用水の調整について）と話し合うことも自ら実践ですめています。また、賛否の学者を入れた市民討論会もこの夏に予定し、これまでの首長にはない、分かりやすい大胆な行動を展開しています。河川行政の改革を求める私たちにも今、河村市長を孤立させない運動が必要だと思っています。

決して、楽観できる状況ではありませんが、大きな変化が起きています。普通の市民が「導水路」を話題にするようになりました。現在開かれている岐阜、愛知の議会では賛否は別としてもどの政党も「導水路問

題」を発言せざるを得ない状況になっています。戦いはまさにこれからです。

### 3. 愛知県民 92 名が住民訴訟

愛知県でも導水路めぐって大きな動きが生まれています。この事業の最大の負担者は愛知県です。890 億の事業に対し 318 億円もの負担をするというのです。「元気だった」トヨタも怪しくなっている中で愛知県財政は大ピンチ。日本で一番多くの失業者を発生させています。こんなときに不要不急の導水路事業に「金を出すのはおかしい」と 3 月 31 日 554 名の県民が住民監査請求をしました。しかし、請求は却下。県民 92 名は 6 月 11 日県知事、企業庁長に対し「木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求」することを名古屋地方裁判所に提訴しました。提訴の日には県庁前で「愛知県も導水路から撤退せよ」の 10m の横断幕を展開して宣伝行動した後、50 名を超える市民で国交省中部地方整備局前をデモ行進しました。市民学習会の仲間も岐阜から大勢駆けつけ「長良川に徳山ダムの水はいらない」の横断幕を掲げて参加しました。



### 4. このままで、このままで流れよ長良川

去る 6 月 6 日長良川市民学習会は、岐阜市文化センターにおいてトーク&コンサート「このままで、このままで流れよ長良川」を開催しました。

「今まで最大 170 名しか集めたことがない素人団体が大会場でコンサート？」

「出演者はみんな地元の人でマスコミ受けも？」何と無謀な事務局長！実行委員の全員が心配顔。提案した私も不安になってきた。でも「会場もバンドも予約しちゃったし」の居直りで 1 ヶ月半みんなががんばりました。幸い若い実行委員が応募してくれたパタゴニア社の環境助成金にも当選。5.15 河村ショックの追い風の中で開催にこぎつけました。

さて、当日まず会場ロビーで、写真展「長良川讃歌」で観客を魅了しました。

長良川を思う世代を超えたトークは、来場した皆さんの胸を打ち「長良川の明るい明日」が見えるようでした。

そして岐阜県のフォークグループ「笠木透と雑花塾」のコンサート。大切な長良川を次世代に引き継ぎたい。河口堰反対で戦ったおじさんおばさんたちと河口堰を知らない 20・30 代の若い世代が一緒になって歌いました「このままでこのままで、とうとう流れよ長良川」。300 人の感動的な大合唱は世代を超えた川への想いが熱く結晶したようでした。導水路中止から河口堰ゲート開放へ！

みんなが願っている。

観客も主催者も、固い確信と熱いエネルギーがもたらしたイベントとなりました。

ありがとう。







# 長良川取水「河口堰近く」「中流で」

## 国交省 二枚舌

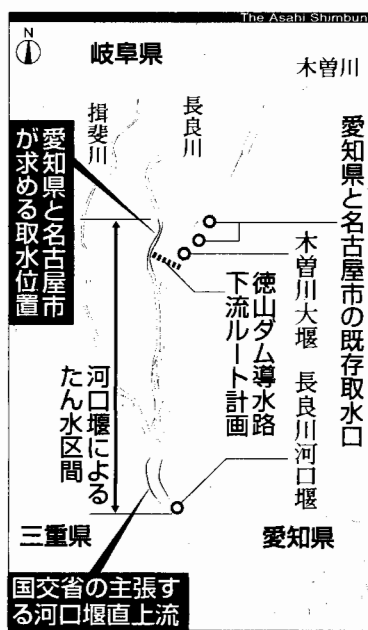
長良川河口堰の水の利用をめぐる、国土交通省が、公式の見解と矛盾する別の覚書を、愛知県と名古屋市の両市に出していたことがわかった。県と市が構想する上水道の取水口の建設位置について、覚書は県と市が希望する長良川中流域での建設への協力を約束しているが、国交省の公式見解は「中流域の環境に悪影響が出る恐れがあり、取水口は河口堰近くが望ましい」。表と裏を使い分けるような国交省の「二枚舌」が露呈した形だ。

(伊藤智章)

愛知県や名古屋市の構想は、河口堰約20キロ上流付近の中流域に取水口を建設。県が毎秒4・52ト、市は同2トを取水し、隣の本曾川に流すと

いう内容。現在、検討中の徳山ダム導水路の下流ルートを増設し、兼用施設化することを想定している。

本曾川には、この場所のす



ぐ下流に既存の取水口があり、すでに整備済みの送水管で尾張地域や名古屋市内に供給することができるため、経費を抑えることができる。一方、河口堰付近で取水すると、送水管を新設する必要が出てくるのに加え、供給先が上流側になるため、ポンプで送水するためのコストが高くなる。

国交省は「中流域で取水すると、水が減った分、長良川の流速が落ち、アユの生態や水質に影響する恐れなどがある」として、旧建設省時代から「(河口)堰の直上流が望ましい」と、公式見解を示していた。岐阜県も環境悪化を懸念し、長良川中流域での取水に反対している。

今回明らかになった覚書などの文書は、「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長の近藤ゆり子さんの請求で、国交省が開示した。

取水口の建設位置についてかかっているのは、①河口堰着工直前の87年、旧中部地建局長名の「取水位置について、関係機関等の調整の上、貴意に沿うよう措置する」とする知事、市長あての二つの覚書②河口堰完成直前の93年、地建部長名の「要望に沿うよう、調整を図る」とする県部長当て回答書③徳山ダムの建設事業費を960億円増額した04年、「既存の取水・導水施設が有効に利用できるよう協力する」とする地整局部長と市局長や県部長連名の確認事項文書。

87、93年文書も「本県の希望する位置」(県)などす

## 水余りで強行のツケ

《解説》国土交通省の「二枚舌」は、水余りなのに「利水に必要」と言い張って長良川河口堰建設を強行したつ

堰の着工が決まった時だ。

とまで明記している。

一方、国交省も安易に中流域での取水を認めるわけにはいかなかった。「環境悪化」の引き金を引きたくないからだ。それでも過去の経緯を無視できず、覚書で切り抜けてきた、ということだろう。

1500億円事業(国直轄分を除く)の河口堰で、現時点で使われている水は22・5トのうち3・6トだけ。350億円事業の徳山ダムはゼロ。県や市と同様、国交省にとってもこの状態は好ましくないのだ。

最初の覚書を出した87年は、水の需要が見込めなかった三重県が毎秒4トの権利(岩屋ダム分を含む)を返上したのに対し、まだ財政に余力があった愛知県と名古屋が肩代わりし、ようやく河口

は、水の需要が見込めなかった三重県が毎秒4トの権利(岩屋ダム分を含む)を返上したのに対し、まだ財政に余力があった愛知県と名古屋が肩代わりし、ようやく河口

は、水の需要が見込めなかった三重県が毎秒4トの権利(岩屋ダム分を含む)を返上したのに対し、まだ財政に余力があった愛知県と名古屋が肩代わりし、ようやく河口

は、水の需要が見込めなかった三重県が毎秒4トの権利(岩屋ダム分を含む)を返上したのに対し、まだ財政に余力があった愛知県と名古屋が肩代わりし、ようやく河口

# 徳山ダム導水路は止まる・止める！

～ 長良川河口堰・徳山ダム…木曽川水系ムダ水源施設の  
負の連鎖を断ち切るときがやってきた ～

「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長・近藤ゆり子

河村たかし・名古屋市長の撤退表明によって、木曽川水系連絡導水路＝徳山ダム導水路事業は、いよいよ断末魔を迎えつつあります。国や3県（愛知・岐阜・三重）がどう言おうと、利水者単独意思で「事業からの撤退」はできます。しかし名古屋市だけがムダ名事業から撤退すれば良い、というものではありません。徳山ダム導水路事業の完全な撤回・中止に向けて、多くの人たちと連携して運動を進めていきます。

「徳山ダム導水路はいらない！」ブックレット発売！－7月中旬発売予定－

税金のムダ使いはやめて！

# 徳山ダム

近藤ゆり子著

# 導水路は いらない！

徳山ダム導水路はいらない！

近藤ゆり子 著

風媒社／1000円（税込み）

図表作成などは「長良川市民学習会」事務局長の武藤仁さんに頼り切りました。

「木曽川水系の問題については、長良川河口堰や徳山ダムの名前くらいは聞いたことがある、という程度」という人にも分かるようにするという趣旨の本です。とはいえ「脇の甘さで相手にツッコミをかけさせない」ということも考慮しました。内容も数字もそれぞれ根拠のあるものです。

ご一読頂けると幸いです。

河村たかし  
名古屋市長は  
“撤退宣言”

名古屋は  
カネを払う  
つもりは  
にやあ！

定価（本体952円＋税） 風媒社

近藤ゆり子著

# ツケを払うのは 私たち市民です

あまりに不合理な「徳山ダム導水路」計画  
市民感覚では理解に苦しむプロジェクトを徹底批判する！

愛知県は徳山ダム導水路事業から撤退せよ！

声 明

～名古屋市長の撤退表明と愛知県住民訴訟提訴に寄せて～

## 徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

5月15日に大々的に報じられた河村たかし名古屋市長の「導水路事業からの撤退表明」を熱烈に歓迎する。そして、河村市長がこうした決断をするにあたっての「理論的基礎」を、当会が運動として担った徳山ダム裁判を通して蓄積してきたことを誇らしく思う。

1999年3月、当会は、二つの徳山ダム裁判を提訴した。一つは水没する徳山村に土地の権利を持つ者（土地トラスト）が原告となって国の事業認定処分（強制収用の前提たる処分）を取り消すことを求めて国土交通大臣を訴えた「事業認定処分取消訴訟」（＝行政訴訟）であり、もう一つは「徳山ダム工業用水負担分の一般会計からの支出は地方財政法違反である（住民の利益に反する）」と岐阜県を訴えた「公金支出差止訴訟」（＝住民訴訟）であった。

確かに、裁判所は愚にもつかない行政側の言い分を追認し、私たちは敗訴した。しかし、私たちは、この裁判を通して「いかに徳山ダムが要らないか」を明らかにしてきた。この成果が「今」に繋がっていることを確信している。

今般、6月11日、愛知県の住民90余名が、「愛知県は徳山ダム導水路事業（木曽川水系連絡導水路建設事業）にお金を出すな！」という公金支出差止訴訟（住民訴法）を提訴する運びとなった。徳山ダム裁判をずっと支援して下さった方々が、今度は自ら原告として愛知県の住民訴訟を立ち上げる。徳山ダム裁判支援の感謝の気持ちを込めて、当会として熱い連帯のエールを送る。

徳山ダム裁判を通して、徳山ダムは、岐阜県にとっては将来にわたって財政的・環境的に大きな負担（ツケ）となることを訴えた—そして今、岐阜県は、多額の徳山ダム水源費の償還（一般会計から！）と維持管理費（これもすべて一般会計から！）の支払いに呻吟している—。

名古屋市・愛知県にとっても、徳山ダムは不要な施設であることを明らかにした。

この木曽川水系連絡導水路建設事業では、愛知県と名古屋市（前市長時代）が主導して、長良川河口堰取水との兼用施設（中流部取水）を画策してきた。その画策の痕跡（兼用施設への芽）が「長良川を通して木曽川に運ぶ下流施設」である。長良川を単なる水利用の具（用水路・貯水池）にして、川に流れる水をとことん収奪する構造を、私たちは許さない。「水源開発」のために徳山村をまるごと沈めてしまったことが、どんなにむごく愚かなことだったかを、今一度、下流都市住民は痛みをもって噛みしめなければならない。

私たちは徳山ダムの要らない水を「有効利用する」と称して、さらなる巨額の公金を注ぎ込み、長良川・木曽川の生態系を攪乱・破壊することを黙過できない。

河村たかし名古屋市長の表明を受け、愛知県も、要らないものは要らない、と腹を括るべきである。厳しい財政逼迫に直面している今、不要な事業に318億円もの公金を投入するのは、住民への背任行為に他ならない。名古屋市の撤退後になおこの導水路事業を進めようとするれば、愛知県はさらに100億円ほどの負担増を覚悟せねばならない。愛知県も導水路事業から撤退することを強く促したい。

愛知県が、自ら導水路事業に公金を投入しない、と早期に決断することで、11日に提訴する住民訴訟が、短期間で、住民側にとって勝利的に終結することを心から期待する。

これ以上無駄な建設事業に公金を使うな！ これ以上長良川・木曽川を痛めつけるな！

以上

文責&連絡先：事務局・近藤ゆり子 〒503-0875 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

いろいろな動きは、できるだけ、**徳山ダム建設中止を求める会 事務局長ブログ**

<http://tokuyamad.exblog.jp/> を更新して、お知らせしていきます。

# JR 東日本宮中ダムの水利権取消しとその後

ふるさとの清津川を守る会事務局 藤ノ木 信子

信濃川は東京電力西大滝ダム（東電信濃川発電所）とJR東日本宮中ダム（千手発電所・小千谷発電所）の連続する発電取水により、中流域の63km間が減水区間になり著しい河川環境の悪化に流域は苦しんできました。

このうちJR東の取水は、昭和14年に83m<sup>3</sup>/s → 昭和27年に167m<sup>3</sup>/s → 平成2年に317m<sup>3</sup>/sと増やされ、これに対し放流量はわずか7m<sup>3</sup>/sと、大河の水をほとんど収奪するものでした。

昨年、JR東の不正取水（02～08年の7年間で少なくとも約3億1千万トン）が十日町市の情報公開請求で明らかになり、更に魚道放流量の不足やゲートワイヤーのたるみによる試験放流量の不足など不適切事案が次々発覚しました。また、発電効率を高める角落としの設置など違法構築物、法手続きの遺漏なども250件に上りました。

中国電力土用ダムのデータ改ざんに端を発した不正取締にも、JRはリミッターによる不正取水をしていたにもかかわらず「適切に行っている」との虚偽の報告をしていました。このことを重くみた国交省北陸地方整備局は、3月10日に水利権を取り消し処分としました。東電塩原発電所に続く2例目の河川法75条による取り消し処分です。

その後、発電所の施設を経由して取水する灌漑取水確保のために55m<sup>3</sup>/sの取水が許可され、その他の流量は信濃川に戻りました。長年、川が甦ることを願っていた十日町市民にとって今回の処分は願ってもないものでしたが、これは川と人の関係を考えるゴールではなく、新たなスタートとなりました。

JR東は再申請の意思を示しており、今後関係自治体、住民との協議が行われる見込みです。地元ではJR対策市民協議会を立ち上げ市長が先頭に立ってこれからの信濃川をどうするのか対応することになりますが、賠償が先との意見も多く難航すると思われます。

## いくつかの留意事項

- \* JR東の発電は自家発電のため、電源三法の交付金対象外で地元には金銭的な利はない。信濃川の水による発電収益は年間280億円と言われているが、そのうち新潟県に収める流水占用料は4億7千万円のみで、これは県一般収入となる。（地元に還元されない）
- \* 灌漑取水確保のために55m<sup>3</sup>/sを取水すると、JR施設の不備により余水路が使えないためタービンを回してしまい電気がつくられる。不正のため水利権を取り消されたにもかかわらず、従属発電（棚ぼた発電）により年間10億円の利益が生じる。
- \* 4月27日に近藤正道参議が決算委員会で質問、金子大臣・甲村参考人の「中流域協議会の答申宮中ダム放流量40m<sup>3</sup>/s以上は、学術面からのもので、今後、JRが信頼回復につとめこの提言を踏まえて地元と真摯に話し合うことが重要」「地域貢献は環境・魚道改善など地元の要望を聞く過程で対応してほしい」「棚ぼた発電での収益は環境回復に使う」という前向きな答弁を引き出してくださった。

## 「裸の捕虜」 鄭承博著 （昭和48年2月、文春）

上野英雄 テレ042-577-9777

この小説が新潟の宮中ダムの浅河原調整池の工事現場の「ルポ」だとは、実は、歴史家で、民衆史掘り起しをつづけておられる佐藤泰治先生に教えられるまでは、知らなかった。私は、信濃川水系をしばしば訪れながら、又、宮中ダムを何度も訪れながら、何をみていたのか。問題の調整池も4～5回は見た記憶がある。しかし、この調整池の水は、東京山の手線のラッシュワアーの朝6時と夕方6時にドンと落されるものだと人に説明しながら、誰が、何のために、どのようにしてつくったかの基本を見落としていた。現場見学の基本を忘れていた。

丸谷オーが、「この小説は、デテールにリアリテイがある」とし、第15回農民文学賞受賞の、強制収容所を脱走した朝鮮人労務者の逃亡生活のほとんどルポに近い記録である。

『3時間近くも溪谷を走りつづけて、夕方近く新潟の十日町へ着いた。駅から現場までは近かった。少し歩いて、町外れへ出ると、すぐそこに、谷を堰き止める大堰堤工事がおこなわれていた。夕日がまぶしくて、よくは分からなかつたが、かなり大勢の人夫が、一輪車で土を運んでいる模様であつた。だんだん近づいてゆくと、承徳が想像していた工事現場とは、まるっきり趣が変っていた。いま工事が行われているダムの真下に、いろいろな形の、小屋ともバラックともつかない建物が、ごたごたと立並んで、しかもその周囲は、頑丈な鉄格子に取り巻かれていた。～開け放された三方のガラス窓から方々がよく見えた。真下のバラック群はもちろん、仕事をしている現場までが、まるで手に取るようであつた。谷間全体が、どこにも死角が無く、機関銃の銃身は、いまみなが働いている現場に向けられていた。そして、一直線上にある真下のバラック群も同時に狙らつているようであつた。』

佐藤泰治先生は、長年の調査研究から、これは、浅河原調整池に間違いはないと教えてくれた。このくだりは、「ATT 誌41号巻頭論考」にある。

小説は、このあたりの織物工場が、軍事工場となり、日本軍が、捕虜を預かり発電用のダムを建設している現場が書かれている。

佐藤泰治先生は、私を、いつも見ていたところとは、反対側から池を見たり案内してくれた。そこには、空気抜きの塔もあり、監視所跡、大堰、その他の地形がよく理解できた。この地点から、現場を見ると、この小説がよく理解できる。私は、水源を忘れていたのだ。

合わせて、もう一つ、『朝鮮人強制連行の記録』（朴慶植、未来社）に触れておきたい。

「信濃川水力発電所虐殺事件」（大正11年7月）読売新聞。

信濃川を頻々流れ下る 鮮人の虐待死体 北越の地獄谷と呼ばれ 付近の村民恐ち気を顫ふ  
信越電力大工事の怪聞

ちなみに地獄谷とは、中津川の妻有秋成村大字穴藤の現場で、1200人の工夫の半数が、朝鮮人であつた。

佐藤泰治先生は、こうした現場の労働と生活の綿密な聞き取り証言を残されている。どこで、誰が、何のために、どのような労働をしていたのかが。又、その事実が、改ざん、隠蔽、資料の焼却など、誰の、許されざる犯罪性を含むことを教えてくれる。



# 茨城県の最近の動き

茨城の水問題を考える市民連絡会=ハッ場茨城の会：浜田篤信

当会議設立直後の住民監査請求、それに続く霞ヶ浦導水事業住民訴訟（損害賠償等請求事件 2001. 7. 13）から 8 年を経たいま、霞ヶ浦導水事業反対運動は那珂川水系の茨城・栃木両県の全 8 漁業協同組合の決起によって決戦状態を迎えました。こ漁業協同組合の訴訟を中心とした活動は「霞ヶ浦導水事業那珂川取水口建設等差止仮処分申立（2008 年 4 月）」につづく本訴（霞ヶ浦導水差止請求）」が、仮処分の結審を待たずに 2009. 年 3 月 3 日、開始されましたことで、新たな段階に入りました。今後も、裁判で漁協を支援する等の活動を進めていきたいと考えておりますので、引き続いてご協力をお願い致します。今回は裁判で問題となっている点を中心に以下に報告します。

## 1 霞ヶ浦導水事業差止訴

第 1 回公判が 6 月 10 日水戸地裁で開かれました。傍聴に地裁を訪れた人は約 150 人、入廷者 70 名の内、報道関係者等 20 名を差し引いた約 50 名が抽選で選ばれ傍聴できましたが、栃木から傍聴に馳せ参じながら抽選にもれて残念がる人たちも多くみられました。

法廷では那珂川漁業協同組合君島組合、栃木県漁業協同組合連合会遠藤会長、大湫沼漁業協同組合嶋志田組合が、それぞれ全国の清流である那珂川と最後の汽水湖の一つである汽水湖涸沼を守り次世代に継承することの大切さを切々と語り、続いて谷萩弁護士が漁業協同組合の同意を無視した取水口建設着工の強行と取水口建設を「実物大の実験施設」と称して、実質着工しようとする国の暴挙・欺瞞を糾弾しました。また、この国の態度の急変の裏に、ピーク時には年間 100 億円あった予算が 07 年には 14 億円弱にまで減少し事業自体が中止に追い込まれる可能性がささやかれていることがあることを暴露しました。次回第 2 回は 7 月 29 日に開かれます。

なお、今回の人事で裁判長および担当裁判官が代わりました。今回の第 1 回の公判でも意見陳述は認めるが、裁判官はこれを聞かないし、今後は意見陳述を控えてほしいと原告側弁護団に伝えたといえますから、今後の裁判の動向が懸念されます。こうした裁判所の時代錯誤を正すためにも裁判を支援する活動が必要です。

## 2 霞ヶ浦導水取水口建設差止仮処分

昨年 4 月に開始され約 1 年間にわたって法廷で争われてきましたが、いよいよ余すところ 2 回で結審を迎えます。国は導水事業の那珂川からの取水によるアユの吸い込みだけを問題にしていますが、漁協側は、事業の那珂川の漁業や生態系全体に対する影響を問題視し、全国から関係分野の専門家 8 名を招集、「那珂川漁業・生態系評価委員会」を設置、導水事業の影響を諮問し、すでに「評価委員会」からの答申が提出されています。裁判では、15 トンの取水の那珂川、涸沼、浅海域の水質や生物におよぼす影響の大きさをめぐって論争がおこなわれています。特に河川流量とアユの生産量との関係についての証明が求められており評価委員会の作業が続けられています。

この仮処分の結審を待たずに本訴が始まりましたが、仮処分で本訴の内容まで、すでに議論されているので本訴の期間が短縮され、逆に本訴を開始したことで仮処分の期間を短縮できる点等原告側が優位にたっています。

### 3 霞ヶ浦元気シンポ開催

2007年9月の漁協の決起・訴訟を支援することも視野にいて2008年3月城里で開始した「連続シンポ」ですが、第3回「霞ヶ浦元気シンポ」を4月18日土浦市民会館で開催しました。まず、嶋津さんの基調講演「霞ヶ浦の水ガメ化、新たな開発は必要か」で、水余りの実態と今後の需要予測(減少)で新規開発が不要であることが明確に示されました。茨城大学名誉教授高村義親さんの「導水事業による霞ヶ浦水質の悪化」では導水によってアオコの発生が引き起こされCODが導水によって上昇するという衝撃的な報告がありました。元茨城県内水面水産試験場河川部長二平さんの「導水事業の那珂川・涸沼・沿岸への影響」では、導水事業によって那珂川・涸沼・茨城県沿岸に深刻な影響が及ぶことが報告されました。高浜入漁業協同組合渡辺幸司さんは、霞ヶ浦の再生と浄化は、導水事業にたよらず自らの努力で切り開くべきだとして「もっとも貴重な資源であるエビの消費を自前の煎餅で促進し漁獲による有機物回収で霞ヶ浦をきれいにする」ことを提案、会場に協力をよびかけました。霞ヶ浦アカデミー副理事長原田泰さんと飯島さん(アサザ基金)は逆水門管理による水質浄化について提案を行いました。長時間の講演と報告で十分な議論には至りませんでした会場を満員にした参加者320人の中から継続して霞ヶ浦再生を目指す集会や活動をつづけるようにとの励ましと要望がよせられました。こうした参加者の声に応じて「霞ヶ浦元気シンポ」実行委員会は、この後2回の実行委員会を開き、総論的であったこのシンポに続いて、さらに具体的な各論(逆水門、自然再生、下水道、大規模浚渫等の問題)を科学的に検討し、その結果に基づいて「元気シンポ」開催等の活動を継続することを決め新たな第一歩を踏み出すことになりました。実行委員会のメンバーは手薄で、こうした大テーマを解明していくには多くの方々のご協力が必要です。ぜひ、メンバーとしてご参加いただきたいので当方までお申し出いただければ幸いです。

### 4 ハツ場ダム差止訴訟茨城敗訴

第一の難所、財務会計行為の違法性を克服し、実質審議の利水、治水、環境、危険性のすべての分野で科学的、論理的論証で行政側の主張を完璧に論破し勝利の手ごたえを感じていましたが、非科学的、非論理的、非社会的、怠慢かつ小心翼翼たる司法によって「ハツ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法性」については却下、「その余の請求」については棄却をされました。残念な結果となりましたが、法廷外での活動をさらに盛り上げ、一審で得た成果と経験を生かし勝利することを誓ったところです。

# 肱川の治水対策 国土研提言と河川整備計画

古久保成三郎

①  $6300 \text{ m}^3/\text{s}$  を基本高水流量とする河川整備計画素案ではダム＋築堤＋掘削としており、築堤＋掘削で  $4700 \text{ m}^3/\text{s}$  としている。  $5000 \text{ m}^3/\text{s}$  を計画洪水とする整備計画では、  $3900 \text{ m}^3/\text{s}$  をダム＋築堤としているのだから  $4700 - 3900 = 800 \text{ m}^3/\text{s}$  (掘削による流下能力) を優先して実施すれば、洪水調節量が  $400 \text{ m}^3/\text{s}$  の山鳥坂ダム建設は不必要ということになる。(上野鉄男教授の指摘)

② 国土研提言は2005年9月洪水のシミュレーションを行い、旧操作規則でも破綻するとして、鹿野川ダムの操作規則、放流量  $= 600 + (\text{流入量} - 600) \times 0.419$  の一定率を  $0.465$  に改訂すれば、計画洪水  $5000 \text{ m}^3/\text{s}$  でもダムの構造を変えることなく、無理なく調節でき、山鳥坂ダムは必要なくなる」と指摘。(宇民正教授の報告)

③ トンネル洪水吐建設は、「環境破壊は計り知れないものがある」 (奥西一夫京都大学名誉教授)。鹿野川ダムは、最大洪水量  $2750 \text{ m}^3/\text{s}$

<流域面積が同じ支流小田川の洪水量も  $2750 \text{ m}^3/\text{s}$  と想定>、最大放流量  $2300 \text{ m}^3/\text{s}$  ( $300 + 2750 = 5050$ ) とされ、鹿野川ダム最大放流量  $1500 \text{ m}^3/\text{s}$  は、「※操作規則改正により計画洪水量  $2750 \text{ m}^3/\text{s}$  の洪水に対しては最大放流量  $2300 \text{ m}^3/\text{s}$  となる」 (旧版パンフレット『鹿野川ダム』) とされている。計画洪水  $5000 \text{ m}^3/\text{s}$  で破綻する計画では河川整備計画といえない。

組合員3925名の肱川漁協は、6月17日総代会で山鳥坂ダム反対決議を 82対1の圧倒的多数で可決した。大洲市民もまたダム反対の声を聞くことはあっても、賛成の声を聞くことはほとんどない。 経済効果どころかダム建設のために夕張市のようになるのではないかと真顔で語られるほどだ。170億円をすでに使いダム予算の850億円ではすまないのは 火を見るより明らか である。かつて山鳥坂ダムができなければやらないとしていた東京湾アクアラインの道路幅約14mと同じ世界最大直径の鹿野川ダムトンネル洪水吐がいつの間にか前倒しされ、鹿野川湖と肱川流域や海域に与える影響は、到底山鳥坂ダムの比ではない。 何の論議もしないまま市民に秘密裏に進められ来年着工としている。漁協の山鳥坂ダム反対決議は、さらに肱川の水質悪化をもたらす鹿野川ダムトンネル洪水吐の反対も含まれていることは言うまでもない。(鹿野川ダムトンネル洪水吐の質問があり、組合長はトンネル洪水吐を認めないと明言、了承された) 国交省の「設計の進捗に合わせて地区説明を実施」とは国民を愚弄している。鶴田ダム再開発事業は検討会を2年に8回開催し計画を決定。鹿野川ダムでは何の説明もなく既定方針とされている。日本の議会、マスコミの沈黙は重大な禍根を残すだろう。

|                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                            |                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山鳥坂ダム建設<br>反対決議案可決<br>肱川漁協総代会<br>組合長、3925人<br>は17日、大洲市柚木の<br>懇協事務所にて2009<br>年度総代会を開き、国<br>交省が進める山鳥<br>坂ダム建設への反対を<br>賛成多数で決議した。<br>84人が出席。楠崎組<br>会長が「ダムなどの影<br>響で肱川の水質が悪く<br>なった。昭和30年代の<br>水質に改善されるのを<br>確認しないとダムには<br>賛成しない」と提案理<br>由を説明。賛成82、反<br>対1で建設反対決議案 | 可決した。<br>同漁協によると、旧<br>肱川町が山鳥坂ダム建<br>設を受け入れた199<br>2年以降、一貫して反<br>対姿勢をとっている。 | 夏場の暴走行為<br>抑止へ連携強化<br>県対策会議<br>バイクなどによる暴<br>走行為が多発する夏場<br>を前に、県暴走族対策<br>会議(会長・矢野精一<br>県交通安全協会)が<br>17日、県庁であり、関<br>係機関の連携強化や少<br>年らのたまり場対策、<br>道路交通環境の整備な<br>ど本年度の活動方針を |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## サンルダム：新たな展開と新たな取り組み

報告：北海道自然保護協会・佐々木克之

### 経過

2007年10月に天塩川水系河川整備計画は策定されて、サンルダム建設に動き出した。しかし北海道開発局が設置した天塩川流域委員会でも十分な議論がなく、治水のあり方やサクラマス保全策を示すことができず、魚類専門家会議（2007年第1回開催、以後継続され、2009年4月の第10回委員会で中間とりまとめを発表）を設置してサクラマス対策を講じなければならなかった。私たち、住民・自然保護団体は何年も、開発局や流域委員会に質問をしてきた。開発局は、質問書をHPに掲載し、文書回答を行ってきた。しかし、その回答では、私たちが聞いたことに答えてこなかった。そこで、誤解なく意見交換すべく話し合いを求めたが、文書回答が誤解を招かないので文書回答しかないなど、理解に苦しむ理由をつけて、今まで話し合いは実現しなかった。

2008年夏に、開発局はサンルダム本体工事予算を概算要求したので、水源連の紹介によって公共事業チェック議員の力で、財務省ダム担当官へ要望書を提出し、説明を行った。2008年末に、財務省は、漁協の同意を条件に本体工事予算をつけた。

2008年5月に、開発局は、漁協の同意を得たということで、本体工事に着工することを明らかにした。5月13日の新聞は、漁協は「ダム完成後も水をためず、魚道施設の効果（注：サクラマス保全の効果）を検証する」という条件付きで同意し、「対策の効果がなければ、ダムの運用停止を求める」と述べた、と報道した。

### 取り組み

5月末に、開発局に質問書を出すなどの活動を進めてきた10の団体代表者が相談して、取り組み方向を決めた。方向と現在までの取り組みを紹介する。

**1) 漁協同意問題**・・・漁協が開発局に示した条件「ダム完成後も水をためず、魚道施設の効果を検証する」には、多くの問題点がある。開発局・魚類専門家会議は、「サクラマスの海に降る幼魚（スモルト）は、ダム湖を下ることができないので、工夫してスモルトがダム湖に入らず、魚道を下るように努める。工夫する間は、ダム湖に水を貯めずに、ダムがあっても川の状態を維持して、スモルトが降下できるようにする。工夫が成功してスモルトが魚道を十分下ることができるようになれば、ダム湖に水を貯める」考え（これを暫定水位運用と呼ぶ）を示し、漁協はこの考えを是として本体工事に同意した。

ここには二つの問題がある。ひとつは魚道の効果を調べる方法である。暫定水位運用時のスモルト降下実験を考えてみる。この場合の試験では、サンル川上流からのスモルトが、かなりの割合で魚道を下るのか、多くはダム湖に残留するのかで、成功かどうかの判断ができる。この実験はダムができなくても、現状で行うことができる。開発局は、ダムを完成後に魚道の効果を検証すると主張しているが、私たちはダム完成前に実験を行って、サクラマス保全が難しいという結果になれば、ダム計画を見直すべきであり、それこそがダム（数百億

円)の無駄をなくすことができる)方法であると考えている。

ダムに水を貯めないというのは、いわゆる穴あきダムとすることであり、二つ目の問題が生じる。水源連事務局は、穴あきダムの構造によって、スモルトの降下に影響が出ると考えている。水源連や私たちが水を貯めない具体的方法を聞くと、これから考えるとの回答であった。私たちは、漁協は、暫定水位運用の具体的方法をもう少しきちんと詰める必要があったのではないかと考えている。

**2) 財務省への要望・・・**私たちは、先にダムを作って、その後魚道の効果を検証するのは無駄遣いになる可能性が高いので、まず魚道の効果を検証してから、ダム建設の是非を検討するのが、無駄遣いにならない方法であると考えて、北海道開発局とよく相談してもらいたい、との趣旨の要望書を財務省へ送付した。

**3) 総選挙へ向けての政党アンケート・・・**北海道では、サンルダムに加えて沙流川水系の二風谷ダム・平取ダム問題と当別川の当別ダムについて、反対運動が展開されている。そこで、関係者が相談して、この三つのダム建設に関して、政党に対するアンケートを行うこととして、アンケート案を作成した。7月初めに郵送し、中旬には回答をもらい、しかるべきときに記者会見を行って、結果を公表する予定である。

**4) シンポジウム開催・・・**10月3日(土)に旭川で、人と川の共存をテーマにしてシンポジウムを開催。プログラムは下記のとおり

シンポジウム：人と川とサクラマス

10：30 開会

第一部：川の魅力：10：40～12：10

○森と川と人のつながりー北海道の川の特徴と変貌ー・・・中村太士(北大教授)：10：40～11：40、

○サクラマスの魅力：卜部浩一(道立水産孵化場)：11：40～12：10

昼食休憩：12：10～13：00

第二部：人と川 13：00～15：00

○川に生かされるー淀川からの発信ー・・・宮本博司(株式会社樽徳商店代表取締役、前淀川流域委員会委員長)：13：00～14：00

○サンルダムとサクラマス・・・宮田修(下川自然を考える会)：14：00～14：20

○名寄川の治水を考える・・・出羽寛(旭川大学名誉教授、元天塩川流域委員)：14：20～14：40

○地方財政とダム・・・山城えり子(ネットワーク旭川地球村)：14：40～15：00

休憩：15：00～15：10

第三部：総合討論ー人と川との共存を考えるー・・・15：10～16：30

**5) その他・・・**サンルダム担当の旭川開発建設部が私たちと会わないのは、行政の説明責任を果たしていないとして、行政評価局に対して要望書を提出した。この問題では、北海道選出の国会議員とも連携をとることを検討している。



新聞情報（新聞記事をそのまま貼り付けると読みにくいので、必要な部分を抜粋して紹介する）

5/13 北海道新聞・・・「北るもい漁協が同意 着工へ公的手続き終了」 天塩川水系にサンルダムの建設を計画している開発局は十一日、下流域の北るもい漁協が従来の反対姿勢を転換、ダム本体工事着工に同意したと発表した。これでダム建設の公的手続きは終了し、開発局は本年度中に本体工事に着工するが、治水効果や環境をめぐる自然保護団体と開発局の対立は依然続いている。サンルダムは上川管内下川町に計画され、総工費は528億円、本年度予算に本体工事費の一部1億円が初計上されたが、「（サクラマス資源の減少を問題視する）北るもい漁協の同意が必要（財務省）として執行保留になっていた。同漁協の懸念に、開発局は8キロに及ぶバイパス魚道などの対策を提案、漁協は「ダム完成後も水をためず、魚道の効果を検証する」という条件付きで本体工事に同意した。同漁協の蝦名修専務理事は「対策の効果がなければ、ダムの運用停止を求める」とした。下川町の「サンルダム建設を考える集い」の渋谷静男代表は「長期的な資源減少や河川環境破壊の恐れは強く、漁協の同意は残念。開発局は疑問に答えておらず、社会的合意が得られたとは言えない」と述べた。

5/14 北海道新聞・・・「北るもい漁協サンルダム同意 魚道機能どう評価」（抜粋） 定まらぬ事前検証法 治水効果も議論かみあわず 北るもい漁協の懸念は、海と上流を往復して繁殖するサクラマスがダムで阻まれ、資源が減ることだ。開発局はダム湖の斜面をジグザグに登り、ダム湖を迂回して上流部につながる延長8キロのバイパス式魚道を計画、「親魚の遡上、稚魚の降下に最善の措置」という対策案を提示した。漁協側は「魚道施設のほか、水系全体の環境改善も盛り込まれた」と開建案を評価、反対姿勢を転換した。同意の条件としては、ダム完成後、水をためる前に魚道施設を開通させ、効果を実地検証するよう求めた。（中略）ある魚類学者は「開発局側が魚道整備に努力しているのは認めるが、予定通り機能するかどうかは別問題、事前事後の比較ができるデータ集積が必要だ」と指摘する。（中略）2年前に終結した天塩川流域委員会では「多数意見はダム案」「遊水地や堤防強化を優先すべき」と両論併記された。ダム案に批判的な環境団体は治水効果を検証するよう直接対話を求めているが、開発局側は「回答は文書のみ」と協議を拒んだままの状態だ。解説（一部）：サンル川は道内屈指の清流で、釣り人が「ヤマベ沸く川」と呼ぶほどサクラマス（ヤマベ）資源が豊富。ダムが魚類の移動を大きく阻むため、北るもい漁協や道漁連が建設反対を表明していた。

5/19 あさひかわ新聞・・・一部抜粋 北海道自然保護協会副会長の佐々木克之さんは「・・・私たちは開発局に対して何度も話し合いを申し込んでいますが、開発局は応じる気配をまったく見せていません。開発局には説明責任があるはずで、これを果たさなければなりません」と建設反対側と同じテーブルでの議論を避けている開発局の姿勢を指摘する。・・・下川自然を考える会のある会員は「開発局の何としてもダムを建設するという姿勢から、漁協に対して色々条件をつけて同意を得たのではないかと邪推せざるをえない。開発局はダム建設の目的を治水としているが、ダムを建設しても、もし洪水となれば冠水する地域があることは調査で判明している。何百年に一度の洪水を想定してダムをつくるより堤防を整備したほうがより効果的で経費の無駄がない。サクラマスやカワシンジュガイが生息できる環境を守ることは、必ず漁業者の理解を得られずはず」とダム建設に反対する姿勢を堅持する意志を示した。

# 設楽ダムをめぐる状況と、立木トラスト運動の現況の報告

設楽ダムの建設中止を求める会 事務局 奥宮芳子

## 2008 年度末までの動き

設楽ダム建設の経過については昨年、設楽町住民は住民投票条例制定の請願運動を行なった。ところがダム建設推進派は、住民投票によらない設楽ダムの早期解決を推進する「設楽ダム問題の早期解決を求める会の請願」なる署名運動を行なって住民投票条例制定運動を妨害した。町会議長や商工会会長という町の名士を前面に出して住民に妨害署名を集めた。なりふり構わず住民の権利を侵害してまでもするその行為は「民主主義への挑戦だ」とまで言われた。そんな妨害の中でも 5700 人の有権者のうち法定数を越える 1300 人余の条例制定直接請求の署名を集めた。しかし議会で否決され住民投票条例制定は成らなかった。今年 1 月 26 日、設楽町長は、設楽ダムの建設受け入れに同意を表明し、それを受けて国土交通省中部地方整備局、愛知県および設楽町は、2 月 5 日建設同意の協定を結んだ。設楽ダム建設に伴う豊川下流域市町の負担額約 23 億円と負担率が決まり、下流域市町は本年度より設楽ダムが完成する平成 32 年まで前記負担金を分割して支出することとされ、各市町の平成 21 年度予算案に本年度負担分が計上された。

## 着工をめざす事業者の動き

6 月 30 日、「国交省設楽ダム工事事務所が、先週、地権者と用地買収交渉が整い、調印第 1 号が出たことを明らかにした」と地元紙はいっせいに報じた。前日 29 日に国交省設楽ダム事務所長は調印 1 号がでたことを知らせるために記者会見まで開いたらしい。「既に 60 人が契約に前向きな姿勢を示した。」そうだ。設楽ダム建設に関わる下流域の 5 市 1 町の首長は全員ダム推進である。ご機嫌伺いをするかのように、1 面のトップ紙面全てを割き「設楽ダム、用買の調印始まる」の見出しとともに、記者会見をする所長の写真まで掲載して報じた地元紙もあった。「いよいよ着工か！」との思いを読者に持たせる報道である。しかし、よく読めば、調印したのはたったの一人であることが分かる。設楽ダム建設に伴う用地物権補償対象者は約 800 人、そのうちようやく一人（町外在住者）と繋がったに過ぎない。逆に「価格が安過ぎる」と拒否的な態度を示す人が 30 人ほどいたようである。

## 秋の設楽町長選挙・新城市長選挙に向けた動き

設楽町では、今年 10 月に町長選挙がある。設楽ダム建設を受け入れた現職町長は出馬しない。だが、ダム建設推進派の 3 人が立候補に名乗りを上げている。ダム反対派も当然出馬する予定だ。また、設楽町に隣接する新城市では 11 月に市長選がある。ここではダム推進派の現職市長は出馬する。しかし、反対派も「新城を元気にするワンコインの会」を設立して、この中から立候補者を出す計画で毎週 1 回集会を開く草の根運動を開始した。国政レベルでは、ダム建設廃止をマニフェストに掲げる民主党が政権を取る状況にある。

## 立木トラスト運動

来月下旬には、「付け替え道路の建設が始まり、着工となる」との工事事務所の発表であるが、しかし着工予定の設楽町川向地内の立木には、既に立木トラスト参加者 500 人を超える人たちの「この立木を所有する」を示す木札が数百本の立木の幹にかけられている。立木トラストの参加者は 6 月時点で 1600 人を超え、今月 7 月 26 日には第 2 回目の立木に自分の木札をつけるイベントが開かれる。設楽ダム建設中止を求める市民運動は、いま新たな展開をみせている。

私たち「設楽ダムの建設中止を求める会」は、この間 2007 年 4 月の設楽ダム建設に対する公金支出差し止め住民訴訟を始めとして、県議会へ請願運動、住民投票条例制定直接請求運動の支援など、この無駄で途方もない環境破壊の「公共事業」を中止させる住民運動を展開している。引き続きこれらにとりくみつつ、設楽ダム建設予定地の山林所有者の負託を受けて「立木トラスト運動」を始めた。これらの山林はダム水没予定地の両岸に広がっている。この山林の立木を全国の市民に買い取ってもらい、立木の所有者となった市民の力を得て進める新たなダム建設ストップの運動が始まった。

まず「住民投票を求める会」代表の伊藤医師が所有する山林を提供して 3 月から開始された。現在は 9 人の山林所有者から立木の提供を受けている。そのニュースが全国紙に掲載され、また当会のホームページやアースデイでの呼びかけなどを通じて、またたく間に北海道から九州まで、全国からダム不要の意思表示が届くようになった。寄せられた立木トラスト契約書は、4 ヶ月を経た現在 1600 通を超えた。アメリカ在住の 2 人の方も参加している。「ダム建設を反対したくても、何をしたいのか分からない」と思っている人たちに、その方法を示す役割を立木トラスト運動は果たしたようだ。「立木トラストのおかげで反対運動に参加できます」という声がいくつも届いている。契約書は現在も毎日のように寄せられている。これらの明確なダム反対の市民の意思を無視してダム建設は簡単には進められないだろう。

当会は、さらに広く多くの方に立木トラスト運動に参加していただきたいと思います。子々孫々まで寒狭川・豊川流域の豊かな自然環境を守り受け継いで行くために、このような本末転倒した設楽ダム事業をなんとしても止めなくてはなりません。立木を購入していただいて、「自然を破壊するダムは要らない」との意思表示をしていただくよう訴えます。

申し込み方法は「設楽ダムの建設中止を求める会」ホームページに掲載しており、契約書はダウンロードできます。 <http://no-dam.net/index.html>

あるいは事務局：奥宮(Tel0532-54-7305 豊橋市御園町 1-3)までお問い合わせください。

契約書とともに一言メッセージが送られてくる。その一部を紹介する。

- ・ 立木のご提供を、よくぞ決心されました。私たち家族も、愛知県民の一人として設楽ダム建設に疑問を呈してまいりたく存じます。（愛知）
- ・ 治山治水はこの国の土台。既に自然回復への時代は始まっている。そうしなければ生き続けられないことを人々は自覚し始めたから。「義」は私たちに。ともに頑張りましょう。（愛知）
- ・ このたびはダム建設中止のため、山林を提供してくださりありがとうございます。布ぞうりを買ったお金、少ないですがカンパします。よろしくお願いします。（愛知・名古屋）

屋)

- ・ ダム建設は日本の山地の破壊です。大変ですが頑張ってください。(愛知・尾張旭)
- ・ 関係住民の生活の場を奪い過疎に拍車をかける。許せん！！(愛知・蒲郡)
- ・ 無駄な公共事業をみんなの力で止めなければいけませんね。(岐阜)
- ・ ダムの中止を願っております。よろしくお願いします(愛知・新城)
- ・ 税金を浪費して、無駄な巨大ダムを作り、大切なふるさとと美しい緑の山、溪流を破壊するのは許せないと思います。(愛知・名古屋)
- ・ 沖縄でも米軍のヘリポート建設反対の住民の抵抗運動が粘り強く続けられています。やんばるの森と海と人の暮らしを守るために、設楽町の皆様、ともに頑張りましょう。(愛知・名古屋)
- ・ ふるさとの水と緑を守ってください(京都)
- ・ 豊川と三河湾の自然を守るためにこの運動に参加します。よろしくお願いします。(静岡)
- ・ 事業目的を完全に納得できるまでは土地の買収・収容に反対の立場を貫きたいと思います(京都・宇治)
- ・ 三河地区の環境保全は豊川流域が原点です。頑張ってください。(愛知・尾張旭)
- ・ 各地のダムは魚の墓標である。絶対に作らせるな(岐阜)
- ・ クドラナイ自然破壊を止めるため、がんばってください。(静岡・焼津)
- ・ 脱ダムの時代にダム建設の愚行。怒りをおぼえます(愛知・豊橋)
- ・ 頑張ってください。遠くにいますが応援しています(広島)
- ・ しっかり山を守ってください。ダムを作っても水はふえません。山を守ってこそ水源が涵養されます(愛知・岡崎)
- ・ 樹林の提供をありがとうございます。このような取り組みをしていただき感謝いたします(愛知・稲沢)
- ・ 貴重な自然環境をこれからのこどもたちに手渡すために一緒に頑張りましょう(埼玉)
- ・ 応援しております。頑張ってください。(大阪)
- ・ 設楽ダムは理屈の通らない事業で、税金をどぶに捨てるようなものです。中止を実現したい。(愛知・蒲郡)
- ・ 無駄なダム建設により先祖伝来の土地を奪われたり、自然が破壊されないよう闘う地元の皆様に協同の気持ちで参加します。頑張りましょう(愛知・半田)

以上

## 石木ダム建設に反対する皆様

## 石木ダム建設絶対反対同盟を支援したい皆様

九州住民ネットワーク 原 豊典

810-0064 福岡市中央区地行一丁目15-1中村荘202

TEL・FAX 092-725-4390

### 石木ダム建設反対共有地参加と

### 事業認定・強制収用反対の署名収集のご協力のお願い

長崎県川棚町で、長崎県が建設しようとしている石木ダム建設は、30 数年にわたる石木ダム建設絶対反対同盟の不屈の闘いにより、白紙撤回か事業認定・強制収用の2つに1つの道を選択せざるをえなくなっており、事業者である長崎県と佐世保市は今まさに事業認定を申請しようとしております。

これまで、土地収用法を適用されたダムはいくつも存在しますが、川原(こうばる)地区13戸というひとつの集落全部を収用した例は無く、反対同盟に結集する地権者の団結はより強固になっているため、事業者が実際に対象地を取得するに至るのは極めて困難でしょうが、県も市もどうしても石木ダムを造らなければならない、との姿勢であり、そうなると、最後には、27年前の強制測量の際の機動隊によるゴボ一抜きが再現され、負傷者のみならず、死者まで出かねない、と予測しなければなりません。

そのような事態に至らせず、治水・利水上必要の無いダム、蛍の大群が乱舞する清流石木川を奪い、大村湾への悪影響が危惧される石木ダムを造らせないためには、先んじて、多数の市民が**土地**地権者として陣地に加わっておく必要があります。

同時に川棚町民、長崎県民、日本国民の**事業認定・強制収用反対の意思**を広く、大きく広げ、**署名として蓄積**し、強権的な長崎県政の前に提示する必要があります。よって、皆様に、上記の2点につき、ご参加、ご協力いただきたく、お願いする次第です。

共有地運動参加の方は ご自分の住民票を 〒859-3603

川棚町岩屋郷1249-1 岩下和雄 宛てにお送りください。

ご協力いただいた署名は文頭右に記載の 原 豊典 宛てにお送りください。

よろしくお願いいたします。



## 【石木ダム申し入れ書】

平成 21 年 7 月 8 日

長崎県議会石木ダム建設推進議員協議会会長 宮内雪夫 様

・石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会  
代表 森田正昭

・九州住民ネットワーク

事務局長 原 豊典

### 申 し 入 れ 書

情報に拠れば、開会中の 6 月定例県議会において、石木ダム建設推進議員協議会は事業認定申請に向けた意見書案を提出するとのことでした。

しかしながら、事業認定とは即強制収用に道を開くことに繋がり、住民の不安や不信は募るばかりです。

27 年前の機動隊導入による強制測量が引き起こした事態への反省もなく、再びこれと同じことをくり返すならば地権者のみならず川棚町民をはじめ県民への理解を得ることは到底出来ないと思います。

あなた方は、「地権者が話し合いに応じないから、話し合いの場をつくるために事業認定する」と言っていますが、石木ダムを建設することを前提とした手続きには県民の多くも疑問を感じています。話し合いをというのであれば、町民、市民、県民にとって石木ダムを建設する必要があるかどうか（佐世保市の水道の漏水量が、1 日一万トン。川棚川に対する治水効果は九分の一などの問題）を検討することから始めることが求められています。そのためには住民側が推薦する学者専門家と当局側が推薦する学者専門家が県民の目の前で論議する方式を採用されることが不可欠です。

よって下記事項を申し入れます

### 記

1. 今議会において、石木ダムに関する事業認定の申請に向けた意見書案はこれを提出しないこと。
2. 石木ダムそのものが必要かどうかを検討する中立公正な第三者機関を設置して、多数の住民の前で、公開討論を実施すること（その内容は、住民側及び住民側が推薦する学者専門家と行政側及び行政側が推薦する学者専門家を同数で構成すること。司会者、コーディネーターは弁護士団体などを候補として双方協議の上決定すること）を内容とする意見書案を提出し、これを県議会の意思として議決することの実現をはかること。

以上

# 静岡県太田川ダムのひび割れと漏水

## H21年1月堤体のひび割れ再調査結果と観察された漏水について

静岡県太田川ダム研究会 岡本 尚

### 1. ダム堤体のひび割れ再調査の結果

2月11日付で静岡県に情報開示請求を行い、2月26日に開示決定通知、3月9日に「堤体上、下流面ひび割れ再調査及び補修結果の報告書（H21年1月調査分）のうち開示対象部分」を入手しました。

その内容をH20年5月（下流面）と6月（上流面）に行われた前回調査と比較した結果の要約と、その後定点観測で発見された下流面からの漏水について報告します。

1. 上流面では前回調査で130カ所にひび割れがあったのが、今回61カ所に新たなひび割れが見つかりました。ただし60本は0.15mm以下でした。水没線から下は不明です。一方下流面では新たに発生したのは3カ所ですが、幅が拡大し且つ調査時要修理レベルの0.2mm以上あるひび割れが33本あり、修理を要するひび割れは上下流面合わせて39本に達しました（第1表）。
2. 又ひび割れの深さは上流側で最も深いとされた600mm（7BL-⑤）が今回の調査で660mmに伸び、下流側で最も深かった2500~3000mm（10BL-⑦）が、今回は3500~4000mmと更に深くなっていました
3. 幅0.2mm以上のひび割れの総延長は、上流面で29.6mから81.2mと2.7倍に、下流面では308.3mから523.2mと1.7倍に増加しています。

昨年の調査で見つかった0.2mmを越えるひび割れ40本は全て補修されたと聞いていましたが、そのうち35カ所（要修理39—新発生4）では何の効果もなかったという事になります。

以上の結果から明らかなように、太田川ダムのひび割れは「動いて」います。

又その規模は国土技術政策研究所が全国のダムのうち劣化、漏水を引き起こした実例（うち重力式コンクリートダムは9例）を調査した中で数値データが豊富で長い縦クラックがある岡山県八塔寺川ダムと比較して、同じクラック幅範囲の総延長で同ダムの529.0mに対し928.8m（昨年6月段階）でした。これに今年の調査で明らかになった幅0.2mm以上のクラックの総延長の増加分（266.5m）を加えただけでも1195.3mと2倍以上になります。

又クラックの質では八塔寺川ダムには太田川ダムの様な斜クラック（幅0.2mm以上で10本）や天端のクラックが無く、上流側には水平クラックがありません。太田川ダムのクラックはその不規則性（枝分かれ、斜水平、斜縦など）と、多くの施工面を貫き最長29mを超す縦クラックの存在で、異常な点でも群を抜いています。静岡県の言う水和熱説以外の原因（地盤応力の不均一化など）を探求する必要があるようです。

### 2. 漏水について

私どもは昨年10月16日からの試験湛水で上流側のクラック群が水没した後、県の隠蔽策の裏をかいて下流面を見下ろせる観測点を確保し、定点観測を続けた結果今年5月18日にサーチャージ水位に達する以前からダム下流面のあちこちで漏水がおきているのを発見しました。

右岸では第17／第16ブロックの継目から、左岸ではクラックとクラックの交点や水平クラックと第5／第6ブロックの継目との交点などからです。これが上流面からの貫流水か、県の主張するように左右の裾岩盤からの地下水なのかはまだわかりません。仮に地下水であったとしても、水位計のデータから計算した水圧差は1～2気圧程度であり、これで水が堤体内を裾から漏水箇所まで10～20mも動いたとするとこのマスコンクリートの巨塊の中はスが立っているのではないかと疑われます。

どのようなメカにせよ水が仮に内部コンクリート層にまで浸透しているとすると深刻な問題が生じます。其れはこのダムの外部コンクリート（厚さ2～2.5m）には急遽導入された天竜川の骨材が用いられていますが、内部コンクリート層には水や空気に触れると変性を起こすため外部コンクリート層には使えなくなった原石山（砂岩だけでなく頁岩が多い）産の骨材が使用されているからです。そこで何らかの物理的、化学的な反応が起きると躯体の内部膨張によってクラックが拡大し、そのため更に水の侵入が増加するという負のスパイラルの始まる危険性が予想されます。

今後私どもは定点観測だけでなく、情報開示請求によって堤体の変位や監査廊内部での漏水量、揚圧力、間隙水圧等の変化を長期にわたって監視せねばならないと考えています。

最も懸念されるのはこのダムサイトが来るべき想定東海地震の震源域直上26kmにあることで、合計358箇所、最大幅3mm、最大深さ3.5～4.0mのこのひび割れだらけのダムが無事であるかどうかです。又既に報告されているようにこのダムの左岸下流岩盤は掘削中最大300mmに達するクリープを起こしています。県の公表した耐震性照査の計算はひび割れが発覚する以前のものでした。そこでは堤体基盤の最大地震加速度は676ガルと計算されていますが、国土研調査団員の十勝沖地震のデータにもとづく予測では2000ガルを超える可能性も指摘されています。地元の我々住民としては利水には無用、治水にも大して役立たないこのダムには水を貯めておかないことを戦略目標として流域の人命と生活の場を守らねばならないと考えています。

（09年6月23日 国土研第三次現地調査を目前に）。



写真 左岸漏水箇所 09.04.24 L1は第5、第6ブロックの継目と2本の水平クラックとの交点から。 L4は水平クラックと斜クラックの交点から漏れている。



写真 中央漏水箇所  
09.06.14 常時洪水吐  
流路のすぐ右岸側。水  
平クラックと枝分かれ  
したクラックとの分岐  
点付近から漏れている  
ようである。

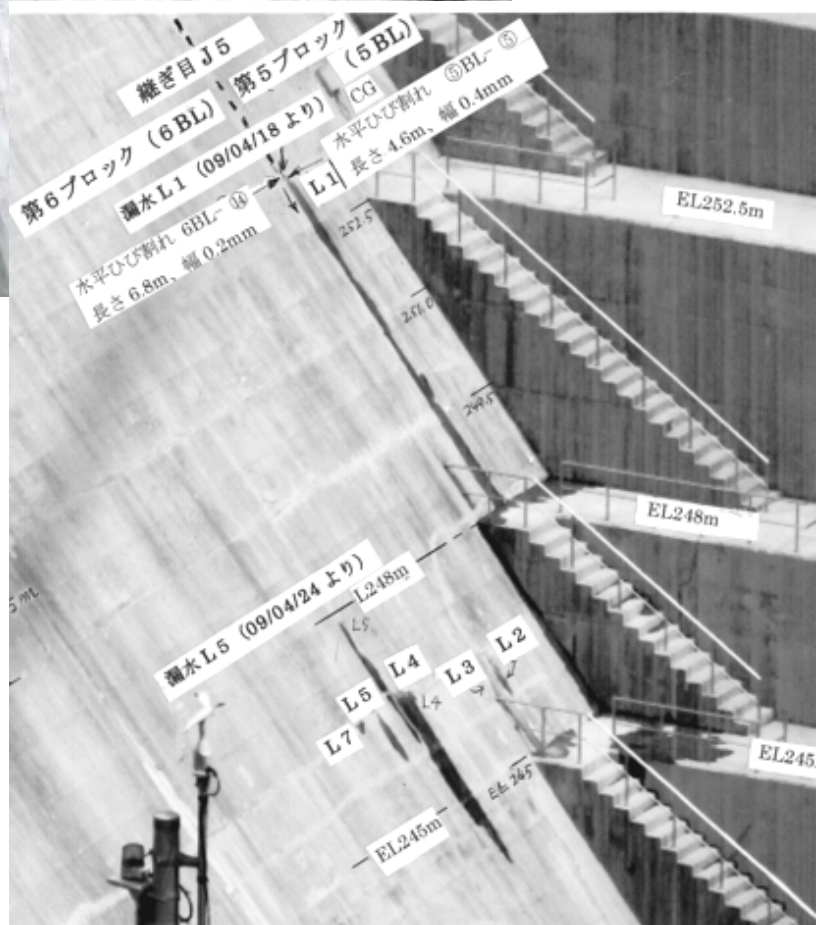


写真 右岸漏水箇所 09.05.19  
第16ブロックと第17ブロッ  
クの継目から漏水。

第1表 太田川ダムのひび割れ幅分布の変化 静岡県開示資料より構成

|        | W0.2~0.9 | W $\geq$ 1.0mm | 合計 |
|--------|----------|----------------|----|
| H21.1  | 51       | 15             | 66 |
| H20.5  | 25       | 15             | 40 |
| 内 幅不変  | 23       | 4              | 27 |
| 新生と幅増加 | 28       | 11             | 39 |

| 要修理箇所 | 内訳       |
|-------|----------|
| 新生    | 4        |
| 幅増加   | 35       |
| 内     | ○22, ◎13 |
| 計     | 39       |

W>0.2mmが要修理 ○: W<0.2mmが >0.2mmに ◎: W>0.2mmが更に開く

# ハッ場ダム住民訴訟の三つの判決

嶋津暉之（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会）

2004年11月に利根川流域一都五県の住民は、各都県に対してハッ場ダム事業からの撤退を求める住民訴訟を一斉に提起しました。それから、4年半が過ぎて一審は最終段階を迎え、5月11日に東京地裁で、6月26日に前橋地裁で、6月30日に水戸地裁で判決がありました。いずれもまことに残念ながら、住民側の全面敗訴でした。

私たちは、

- ① 最近の水道用水、工業用水の需要は減少の一途を辿るようになり、各都県とも大量の余裕水源を抱え、利水面の必要性が全くなくなっている。
  - ② 利根川は河道整備だけで大洪水に対応することが可能であって、治水面でもハッ場ダムは無意味な施設である。
  - ③ ダム予定地は地質が脆弱であって、ダムをつくれば、貯水池周辺で地すべりが起き、ダムサイト岩盤が崩壊する危険性がつくり出される。
  - ④ 吾妻溪谷が台無しになるなど、ダムの建設は自然に致命的な影響を与える。
  - ⑤ 6都県の住民はハッ場ダムのために多大な経済負担を強いられつつある。
- ことを訴えましたが、ことごとく退けられました。

## 東京地裁の判決（5月11日）

最初の東京地裁の判決が最悪でした。判決文はいずれの箇所も東京都の主張はOKという結論があって、その理由付けのために理屈を捏ね回して、時には悪意をもって曲解して書かれており、どうしようもないものです。被告の主張にないことまでも取り上げて、原告の主張を攻撃しており、国交省の役人が書いたのではないかと感じてしまうような判決文でした。

判決文のひどさの一例をあげれば、地下水全面放棄計画に対する判断です。東京の地盤沈下はずっと前から沈静化しているにもかかわらず、東京都水道局は東京多摩地域で現在使用中の水道用地下水約40万m<sup>3</sup>/日をハッ場ダムの水利権と引き換えに全面放棄しようとしています。この全面放棄は周辺県でも見られない異常な計画なのですが、これについて判決文は「首都東京を抱える都においては、水道水の安定供給確保の観点に重きをおいた計画を採用することは、むしろ合理的な理由があるといえるのであって、利根川流域の他県と異なるからといって、都の評価方法が不合理であるとはいえない」として、全面放棄計画を容認しました。

この判決を下した定塚誠裁判長は4月に最高裁事務総局の情報政策課長に栄転しています。これは事務総局の課長職ではNo.2のポストです。東京地裁に来る前も最高裁の行政局第一・第三課長など、事務総局にいた経歴が長く、彼自身は裁判官というよりも司法官僚です。だから、行政というお上に逆らう市民の言い分など、聞き入れる必要はないと思ったのでしょうか。そうとしか考えられないほどのひどい判決でした。

## 前橋地裁の判決（6月26日）

東京地裁判決との違いをあえて言えば、判決文の中で、「現時点においては群馬県における水需要が減少傾向にあることが窺われ、新たにダムを建設することなく必要な水を供給することは概ね可能であるとの見解にも理由があると思われるが」というリップサービスが付いた



こと、危険性の部分は東京地裁判決よりは少し丁寧に答えていること、そして、現地視察をしたことについて次の文言があることでしょうか。

「ハッ場ダムの建設予定地は、吾妻溪谷等豊かな自然と美しい景観に恵まれているものであるが(当裁判所は、平成20年11月4日、現地における進行協議期日においてこれを確認した。)、しかし、政策上の提言としてはともかく、地方自治法に違反して違法であるということとはできず、原告らの主張を採用することができない。」

東京地裁の判決はエリート司法官僚である定塚誠裁判長が書いたものであり、前橋地裁の判決は普通の裁判官である松丸伸一郎裁判長が書いたものですので、後者には原告敗訴を言い渡したことについて若干のためらいがあるように感じられます。しかし、全面敗訴に変わりはありません。

判決文でも触れざるを得ないほど、水需要の減少傾向と新規ダムの不要性は明白な事実なのですが、結局は被告の主張は裁量の範囲を逸脱しているとは言えないとして、私たちの主張を退けてしまいました。

### 水戸地裁の判決（6月30日）

水戸地裁の判決文は、審理をしたといえるようなレベルのものではなく、ひどく手抜きをしたと思われる雑なものでした（他の二地裁の判決文も似たようなものですが）。たとえば水需要の予測が実績と乖離していることが明白であるのに、それについては「明らかに不合理とはいえない」という判断でおしまいでした。この「明らかに不合理とはいえない」を随所で連発し、高度な判断は避けて原告の主張を退けました。

今回の判決文を書いた合議体の坂口公一裁判長は弁護士任官で、訴訟指揮は丁寧であっただけに多少の期待を持ったのですが、まったくの期待はずれでした。坂口氏は今年4月に東京高裁に異動しており、判決の原案は左陪席の宇野遥子裁判官が書いたのかもしれません。この人は裁判官になったばかりと思われる若い裁判官です。このような裁判官にとって5月11日の東京地裁の判決はそれなりの影響があったのではないのでしょうか。そのことは、東京地裁判決の後、水戸地裁判決の言い渡し期日の連絡があったことからもうかがえるように思います。

東京地裁の判決を書いた定塚誠裁判長は今は最高裁事務総局の情報政策課長として、全国の地裁等の判決をチェックする立場になっているだけに、各地裁の裁判官は東京地裁の判決を意識せざるを得ないのではないのでしょうか。

今思えば、2年少し前に東京地裁で定塚誠氏がハッ場ダム訴訟の担当裁判長になったこと自体が決して偶然の人事異動ではなく、ハッ場ダム裁判を念頭においた人事異動であったようにも思います。

ハッ場ダム訴訟の一審判決はあと、12月22日の千葉地裁判決、今年度末頃に予定されるさいたま地裁判決、宇都宮地裁判決があります。また、東京、群馬、茨城はこれから控訴審がはじまりますので、裁判はまだまだ長いたたかひが続きます。

一方、政治のほうでは7月の都議会議員選挙、9月までには行われる総選挙でハッ場ダム事業にストップがかかる気運になってきています。

今回の三つの判決はあくまで、ハッ場ダムをストップさせ、地域の再生を進めていくための通過点でありますので、これからも頑張っていきたいと思います。



水 027-322-1161 太 0276-60-3560  
生 0277-43-2349 安 027-381-0131  
田 0278-22-3231

6910-2556 広告のご用命:027-210-5231

水 027-322-1161 太 0276-60-3560  
生 0277-43-2349 安 027-381-0131  
田 0278-22-3231

水 027-322-1161 太 0276-60-3560  
生 0277-43-2349 安 027-381-0131  
田 0278-22-3231

水 027-322-1161 太 0276-60-3560  
生 0277-43-2349 安 027-381-0131  
田 0278-22-3231

水 027-322-1161 太 0276-60-3560  
生 0277-43-2349 安 027-381-0131  
田 0278-22-3231

## ハッ場ダム訴訟 地元でも原告敗訴

# 判決に複雑な反応

### 「当然の結果」／「納得できぬ」

地元裁判所の結審も「必要」だった。国のハッ場ダム（長野原町）建設事業の是非をめぐる訴訟は、五月の東京地裁に続き、前橋地裁も原告敗訴の判決を下した。被告の県やダム建設を受け入れた予定地の住民は「連勝」を「当然の結果」と冷静に受け止めた一方、原告側は「残念だが、一部の主張には理解を示してくれ」と不満と評価が入り交じる複雑な反応を見せた。

（山岸隆、中根政人、加藤益夫、神野光伸、菅原洋）

「東京地裁は本で真をくつった印象の判決だった。前橋地裁は個別の論点で丁寧に判断してくれた。人間味を感じた」

判決後に地裁近くの群馬弁護士会館であった原告・弁護団の会見。訴えそのものは全面的に退けられたことから全体弁護団長の高橋利明弁護士は「法的評価は変わらない」と厳しい表情を崩さなかったが、一歩前進という手応えをにじませた。

## ハッ場ダム事業と住民訴訟の経緯

- |         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 1952年   | 国が長野原町で現地調査を開始                          |
| 53年     | 長野原町でダム反対住民運動大会、国へ反対陳情                  |
| 66年     | 長野原町議会がダム反対決議                           |
| 85年     | 長野原町と県が住民生活再建案に合意、覚書締結                  |
| 86年     | 国がダム建設の基本計画を告示                          |
| 90年     | 国と県が水没予定地の再建計画を作成                       |
| 92年     | 長野原町が県、国とダム建設事業の基本協定書締結                 |
| 94年     | 国がダム周辺部の工事を開始                           |
| 2001年6月 | ダム建設事業に伴う補償基準に調印                        |
| 9月      | 基本計画変更で完成を00年度から10年度に延期                 |
| 04年9月   | ダム反対派住民が県に負担金差し止めなどを求め住民監査請求            |
| 11月     | 住民監査請求が棄却<br>1都5県の住民が建設負担金差し止めを求め各都県を提訴 |
| 05年1月   | 前橋地裁で第1回口頭弁論                            |
| 08年9月   | 基本計画変更で完成を15年度に延期                       |
| 09年5月   | 東京地裁判決で建設反対の都民らが敗訴                      |
| 10月     | ダム本体工事に着手（予定）                           |
| 15年度    | ダム完成（予定）                                |



判決への不満や手応えを話す原告団や弁護士ら＝前橋市の群馬弁護士会館で

### 解説

国が進めるハッ場ダム建設事業の是非が争点となった訴訟。原告の訴えを完全に退けた五月の東京地裁判決に続き、前橋地裁も県の建設負担金支出を認める判決を出した。

## 建設への疑問 解消されず

司法の姿勢が一層鮮明になったといえる。訴訟で原告は「国がダム建設の根拠としている水害や水需要の予測には現実性がない」と強く批判してきた。

ハッ場ダムは、無数の公共事業の一つとしてやり玉に挙げられてきた一方、地元が長年の反対闘争の末に建設を受け入れた歴史的経緯もある。水没予定地区

た。判決は「原告の主張は、建設計画の誤りや違法性につながる理由とはならない」としたものの、ダム建設の正当性を積極的に認め、根拠は示さなかった。

判決は、ハッ場ダムが抱えるこうした複雑な事情にも触れておらず、ダム建設への疑問を完全に解消した内容とはいえない。計画では、ダムの完成まであと六年。国や県には、ダム建設の正当性を証明するための客観的な情報を出す責任がある。

（中根政人）

は「著しく合理性を欠く」とは言えず違法ではあるが、代表は「不要で危険でない」と結論付けた。原告の一人で「ハッ場ダム建設は、無数の公共事業の一つとしてやり玉に挙げられてきた一方、地元が長年の反対闘争の末に建設を受け入れた歴史的経緯もある。水没予定地区は、著しく合理性を欠く」とは言えず違法ではあるが、代表は「不要で危険でない」と結論付けた。

「ハッ場ダム建設 昨年度の工事費 約8200万円コスト増」と国土交通省関東地方整備局は二十五日、さいたま市でハッ場ダムなどの建設事業のコスト管理を評価するため、の連絡協議会を開いた。同ダムの二〇〇八年年度実施工事について、橋やトンネルの構造物などの設計見直しで工事費削減を目指したものの、当初計画より約八千二百萬円のコスト増となったと報告した。

これに対し、激しい反対闘争の末に集落ごとダム湖畔へ移転する生活再建案を受け入れた地元住民は「一様に安心した様子。長野原町の高山山也町長は「予想通りの判決。一日も早い住民の生活再建に向け全力で取り組みたい」と語った。

同整備局は「工事コストの赤字」は、ダム完成までに解消できよう努力する」としている。（中根政人）

# 辰巳ダム裁判 1 周年記念集会

辰巳用水取水口の前で建設が進められる辰巳ダム。  
相合谷や東岩周辺は無惨な姿に変わった。取水口的位置は写真右下。

## 特別講演

講師／宮本博司さん

前淀川水系流域委員会  
委員長



### ◆宮本さんはこんな方です。

1952 京都市生まれ。京大大学院で土木工学を専攻。1978 年に旧建設省に入り、河川行政に取り組む。

苫田ダム、長良川河口堰担当を経て、国交省近畿地方整備局淀川河川事務所長として、淀川水系流域委員会の立ちあげに尽力。

同局河川部長を経て本省河川局防災課長を最後に 2006 年辞職。

現在は家業の(株)樽徳商店会長。本物の木の樽の復活が夢。また新淀川水系流域委員会に一市民として応募。互選により同委員会委員長に就任。淀川水系流域委員会は 600 回の議論を経て、ダム中止の答申をまとめた。

前日になります！  
第7回口頭弁論

7/10 (金)

13:10 ～ 金沢地裁 2 階

国交省が行った辰巳ダム事業認定の違法性を指摘して、その取り消しを求めた裁判も、7 回を数えます。支援の輪を広げて、傍聴をよろしくお願いします。



## ダムによる治水を超えて

7/11(土)

14:00 ～ 16:00

石川県教育会館

2階 (香林坊大和ウラ)

参加費：500円

昨年7月の浅野川洪水を身近に経験し、水害の怖さを知りました。防災を考える一日です。こぞってご参加を。

### ■ 主な内容

特別講演：宮本博司さん

弁護団報告：辰巳ダム裁判の現状と展望

講師を囲む懇親会や現地視察会を予定しています。希望者は連絡を。



超大規模地すべり地で頻発する斜面崩壊  
(瀬領から見た鶯原地区の様子)



浅野川下流では堆積が放置

主催：辰巳ダム裁判原告団、辰巳ダム裁判を支える会

連絡先：金沢市南四十万 1 丁目 217 電話：090-9445-1302 (渡辺)



## 香川県小豆島、新内海ダム計画

# 土地収用事業認定取消求め、高松地裁へ提訴

環瀬戸内海会議事務局 松本 宣崇

08年4月3日、地元地権者や地権者代理人にも知らせず、小豆島町役場掲示板に“こっそり”と、香川県が国交省四国地整局に新内海ダム予定地の土地収用事業認定（申請日付は3月19日）を申請する公告をしていたことは、すでに「水源連便り」45号（08.5.29）に報告した。代理人に公告縦覧を連絡してきたのも、縦覧期間（最終日4月17日）のわずか三日前という姑息なものであった。住民の猛抗議の中で、さすがに四国地整局も14日を起算日として二週間の縦覧意見書提出を認めざるを得なかった。意見書とともに、私たちは公聴会開催の請求を申し立て、6月末、二日にわたり計14時間の公聴会を開かせた。公聴会は建前上賛否両派からの意見を「聞き置く」場でしかない。意見発表者の実数も意見内容もダムに反対する側が圧倒したにもかかわらず、09年2月17日、国交大臣の名の下に土地収用事業認定が下された。当然この間河川法に基づき社会資本整備審議会（非公開）が開催されてようだが、河川部会だけにとどまり、景観部会等では全く審議されていない。国立公園としては第一号指定である瀬戸内海国立公園のなかの日本三大溪谷美の一つとされる「寒霞溪」の直下に計画されるダムであるにもかかわらず。そして、09年2月6日事業認定が下された。

## 08年6月27、29日、土地収用事業認定めぐり公聴会開催



2008.6.27 土地収用申請に対する公聴会

内海ダム再開発事業は香川県の直轄事業であり、県財政が逼迫する今日、県民全体で考える問題であることは明らか。土地収用法に基づく公聴会が6月27日、29日の二日間、計14時間小豆島島内2ヶ所で開催された。事業内容の公益性・公共性の実質審議や事業遂行過程の不当性などについて現行土地収用法では住民・市民の主張や質問のできる場が、わずかこの2回だけの公聴会に限られてしまった。

公聴会では、香川県は水源連からの「基本高水流量が過大」「河川の流下能力を過小評価していないか」「高潮位時の河口付近の氾濫にダムでは対処できない」との質問や指摘に対し、「あなた方の推論は認めない」と暴言、「それならば公開の場で討論を」と提案すると、「公開討論はしないのが知事の方針」とまたもや妄言する始末。もうひとつ、ダム計画において基礎データの根幹を成す、小豆島町の水需要実績・予測すら、開示されていない。

賛成派の論拠は渇水と洪水対策を異口同音に並べ立てるのみであった。

そもそも既存内海ダムの老朽化に伴う修復・強化という地元からの再三の要望が、なぜ、堤長447m、貯水量106万トンの多目的ダムに「化けたのか」一切その理由は明確に説明されていない。巨大ダム計画は阪神大震災後に急に浮上してきたことだけは明らかだが。

しかも、ダム建設の主要な根拠とされた1976年の51年災害（17号台風）の被害の実態は、隣接する片城川と内海ダム建設予定の別当川の支流・西城川の土石流であったことは地元住民全てが知っているところ。手

動開閉式の既存内海ダムには管理員が現場にいなかったことも後で判明している。加えて51年災害で「激甚災害地域指定」を受けたのは、別当川の西約3 kmに位置する安田大川流域であったことは香川県も認めている。香川県も別当川からの「溢水」があったと苦しい弁明に終始している。

洪水対策については他にも方法があるのではないか。ダムに頼るのでなく、河道整備で洪水対策は可能であること、むしろ、住宅の密集する河口部（海拔数m）の高潮対策こそが必要である。



2009.7.1 満々と貯まる吉田ダム



吉田ダム堤の上からは河口が見える、これも珍百景候補か

将来の水需要予測についてはどうか。寒霞溪の北側に堤長218m・堤高74.5m・総貯水量236万トン・有効貯水量210万トンの吉田ダムが1996年完成した。これにより総貯水量が2.5倍に増え上水貯水容量も52.3万 $\text{m}^3$ から115.3万 $\text{m}^3$ と2倍以上に増えた。97年より供用開始され、それ以来小豆島島内全域で「渇水」「断水」は無く、給水制限すら経験したことは無い。また、小豆島も少子化高齢化の中、人口減少が進んでいるのだ。香川県や小豆島町の推計を基にしてもダム供用開始後たちまち水余りに陥り、水道料金の値上げに跳ね返ってくることは容易に想定できることだ。

加えて、ダム予定地には三本の断層が走り、ダム堤は小高い山をまたぐという世界に例のない異様な形状となり、地盤や水圧の変動に対し、下流への危険を増幅する可能性すらある。

公聴会以降も、香川県は地元住民からの再三の公開討論会の申し入れには一切拒否の態度に終始した。住民の質問に応えず、住民に質問の機会すら与えず、代理人弁護士からの弁護士会を主催者とした「公開討論会」開催という提案すらも、香川県は拒否するばかりであった。

しかし、ダムに反対する地権者への買収交渉は、07年2月弁護士への代理人選任を香川県に通告して以来、弁護士にはたった一度の「挨拶」だけ、08年8月になって初めて買収交渉のため弁護士事務所を訪れた



内海ダム予定地 左：2009.7.1 寒霞溪から望む 右：2009.4.24下流から見た風景。道路付替え工事のため山肌が露わに

に過ぎない。片方で「土地収用」という拳を振り上げ、もう一方で初の買収交渉、しかも、住民の質問には応えない。さらには開かれてもない地区自治会の「ダム推進要望書」をでっち上げさせている。民主主義にもとる行為である。

しかし今日も、香川県は内海ダム計画に伴う付替え道路工事を強行するなど既成事実を積み重ね、寒霞溪の



麓を無残に切り裂いている。

## 09年3月2日 行政不服審査請求申請

## 6月30日 認定取消求め、高松地裁へ提訴

### 地権者15名、立木トラスト参加者107名、総勢122名を原告に

これまでの土地収用事業認定申請の例からすると、10ヶ月という異例とも言える長時間を要した。申請から10ヶ月以上も時間がかかったところに国交省も補助事業としての内海ダム再開発事業の「正当性・公益性・公共性」には苦慮したのではないか思わざるを得ない。

09年2月17日の事業認定に対し、私たちは3月2日、地権者15名の名の下に行政不服審査請求を申請した。4月10日付け国交省四国地整局から弁明書が届いたが、まるで事業認定申請書の丸写し。



6月29日、不服審査請求弁明書への反論書を提出するとともに、6月30日、高松地裁に土地収用事業認定取消訴訟を提訴した。不服審査請求への反論と取消請求訴訟には、これまで内海ダム建設に明確に反対の意志を表明して立木トラストに参加し、立木の所有者であることを根拠に、法律上の利害関係人であることを主張し、審査請求においては陳述人として、訴訟では原告の一人として内海ダム建設の不当性や公共性・公益性の無さをとことん法廷で主張していきたいと考えている。

今回、行政不服審査請求と事業認定取消訴訟は地権者15名に加え、収用対象外とされた土地を除く立木トラスト参加者107名を加え原告団122名、弁護士8名で法廷闘争を争うことになる。正に10年戦争を闘いぬく覚悟で、「豊かな自然を残す寒霞溪とその下流を次世代に引き継ぎたい」と司法の場に臨んでいる。法廷は私たちの主張の正当性を広くしかも公的に主張できる残された最後の場である。

立木トラスト参加者には、他界された方や、当初の予定地とされたが今回の土地収用では対象外として「はずされた」方もいるが、総勢500人を超す立木トラスト参加者の皆様には、今後も原告への参加をぜひともお願いしたい。仮に収用対象外とされたとしても、寒霞溪の景観を守る、ムダなダムは要らないという思いは同じだと思っています。原告になれようがなれまいと思いは一つ。こんなところにダムは要らない！今後も引き続き全国の皆様にご支援を重ねてお願い致します。

心はひとつです！全国から香川県小豆島・新内海ダム土地収用事業認定取消訴訟に支援をお願いします。

おりしも、計画から三十余年、何度も県民集会を積み重ねられてきた国直轄事業、熊本県の川辺川ダム。熊本県知事は08年9月11日、ついに県議会で「川辺川ダム計画の白紙撤回」を表明しています。

寒霞溪の景観を守り、ムダな巨大ダムを止めよう！新内海ダム計画白紙撤回までがんばろう！

今後の続く裁判闘争を全国から支援を賜りたく、物心両面からの支援をお願いします。寒霞溪の景観を守り、ムダな公共事業を阻止するために、全国の心ある市民の皆様にご喜捨をお願いします。

### 支援カンパ送付先

郵便振替

口座番号 01600-5-44750

加入者名

環瀬戸内海会議

環瀬戸内海会議は、新内海ダム反対運動への支援カンパの受け入の窓口を引き受けています。

全国の心ある皆様のご喜捨を呼びかけます。ご協力をお願いします。

郵便振替用紙に「寒霞溪裁判支援カンパ」とご記入の上、振込みをお願いします。